

那須町

子どもの貧困対策推進計画

(令和4年度～令和6年度)



令和4年3月

那須町



はじめに



令和2年7月に厚生労働省が発表した「2019年国民生活基礎調査」の結果によりますと、子どもの貧困率は、13.5%であり、子どもの約7人に1人が貧困状態にあると言われています。

那須町の次世代を担う子どもたちの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることが必要です。

このようなことを踏まえ、本町では、次世代を担う子どもたちを社会全体で育てていくという認識の下、「那須町子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。

本計画は、「すべての子どもを優しく受け止め安全で安心して生活できる町」を基本理念とし、6つの基本目標を掲げ貧困対策に取り組んでいくこととしております。

すべての子どもたちが希望をもって成長していけるよう、町民の皆さまをはじめ、関係機関の皆さま、様々な分野で活躍する多くの皆さまにおかれましては、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました那須町子どもの貧困対策推進計画策定委員会の皆さま、生活状況アンケート調査等にご協力いただきました皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和4年3月

那須町長 平山 幸宏

目次

第1部 総論

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の対象.....	1
第3節 計画の期間.....	1
第4節 計画の位置づけ.....	2
第2章 本町における子どもの貧困の状況.....	3
第1節 統計からみた本町の現状.....	3
第2節 アンケート調査の結果.....	9

第2部 子どもの貧困対策推進計画

第1章 計画の基本的な考え方.....	35
第1節 計画の基本理念.....	35
第2節 計画の基本目標.....	35
第3節 計画の体系.....	37
第2章 計画の推進.....	38
【基本目標1】早期発見のための取り組み強化.....	38
【基本目標2】教育支援の充実.....	40
【基本目標3】生活支援の充実.....	46
【基本目標4】保護者に対する就労支援の充実.....	53
【基本目標5】経済的支援の充実.....	55
【基本目標6】支援体制の整備.....	59
子どもの貧困に関する現状（参考資料）.....	60

第3章 計画の推進体制と進捗管理	62
第1節 計画の推進体制	62
第2節 点検・評価	63

資料編

Ⅰ. 那須町子どもの貧困対策推進計画策定の経過	65
Ⅱ. 那須町子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員名簿	66
Ⅲ. 那須町子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置要綱	67

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

近年、我が国では子どもの貧困に関する関心が高まっており、平成26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、基本的な方針、子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた重点施策が示されました。

また、令和元（2019）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正・公布され、11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

こうしたことから、本町においても、「那須町子どもの貧困対策推進計画」を策定し、実効性のある取り組みを進めてまいります。

第2節 計画の対象

国の大綱による子どもの貧困対策の方針によると、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連する法律と一体的に推進することとされています。

本計画は大綱の趣旨や法律を踏まえ、経済的困窮により、自身の成長過程で困難を抱えやすい子どもとその家庭と、それらに関わる全ての方々を対象とします。

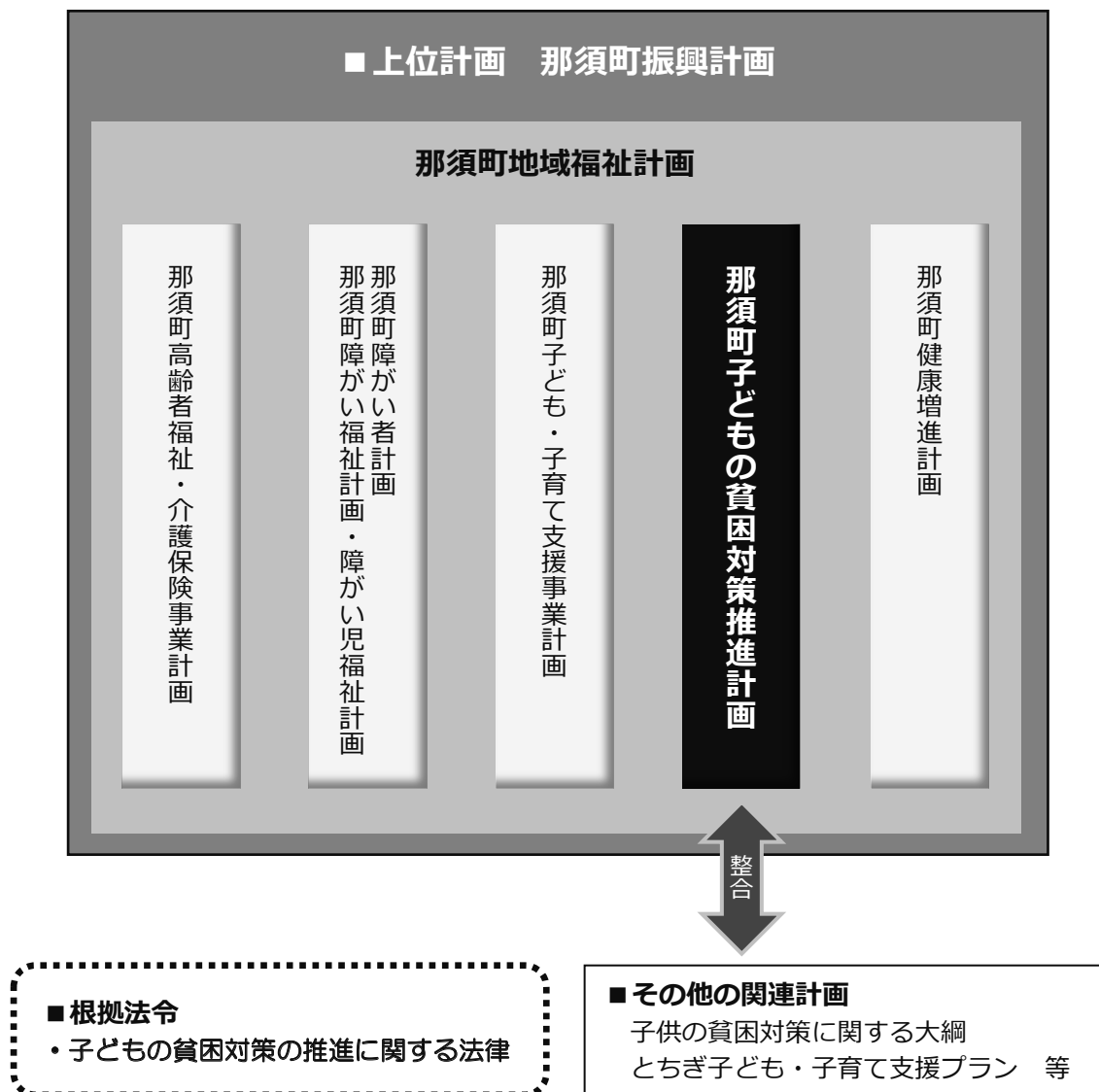
第3節 計画の期間

計画の期間は、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間とします。

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
第2期那須町子ども・子育て支援事業計画				
	計画策定	子どもの貧困対策推進計画		

第4節 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条及び国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」、栃木県が策定した「とちぎ子ども・子育て支援プラン」、本町の上位計画である「那須町振興計画」や「第2期那須町子ども・子育て支援事業計画」等と整合をとりながら策定するものです。



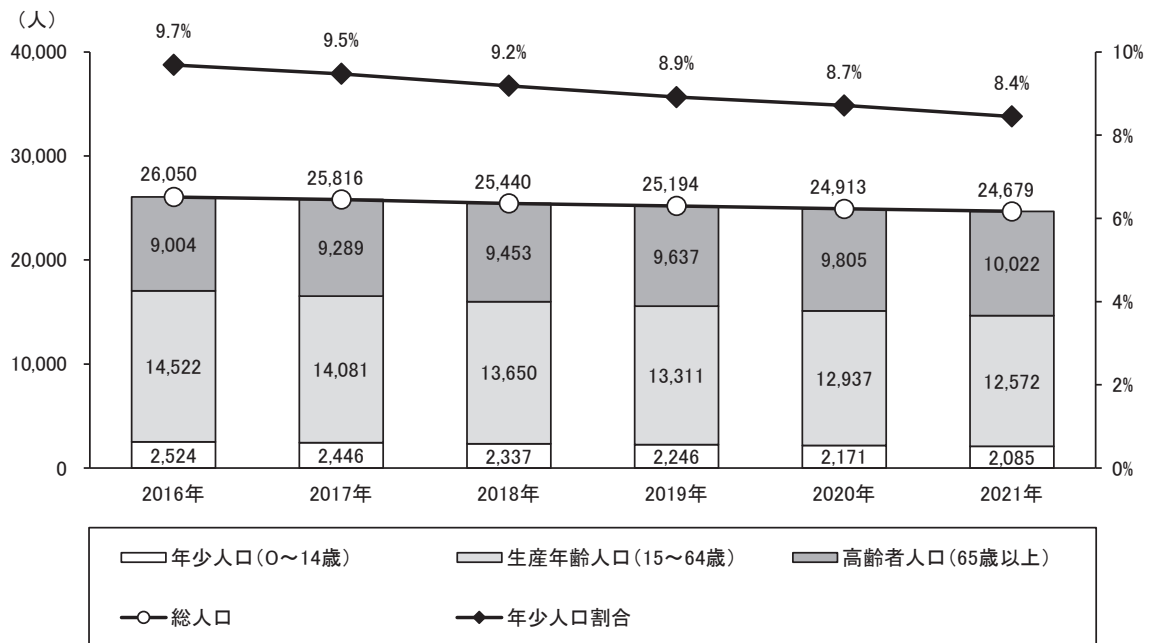
第2章 本町における子どもの貧困の状況

第1節 統計からみた本町の現状

1. 人口の推移

平成28（2016）年から令和3（2021）年を比較すると、総人口は1,371人減少しており、24,679人となっています。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向で推移していますが、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。



【人口の推移】

（単位：人、％）

区分		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
年少人口	実数	2,524	2,446	2,337	2,246	2,171	2,085
	構成比	9.7	9.5	9.2	8.9	8.7	8.4
生産年齢人口	実数	14,522	14,081	13,650	13,311	12,937	12,572
	構成比	55.7	54.5	53.7	52.8	51.9	50.9
高齢者人口	実数	9,004	9,289	9,453	9,637	9,805	10,022
	構成比	34.6	36.0	37.2	38.3	39.4	40.6
総人口		26,050	25,816	25,440	25,194	24,913	24,679

資料：住民生活課資料

2. 世帯数の推移

世帯数の推移についてみると、那須町・栃木県・全国ともに増加しています。

本町においては、平成28（2016）年から令和3（2021）年までの6年間で292世帯増加しています。

【世帯数の推移】

（単位：世帯）

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
那須町	10,131	10,216	10,252	10,276	10,367	10,423
栃木県	809,857	817,370	826,672	833,629	840,901	848,315
全国	56,950,757	57,477,037	58,007,536	58,527,117	59,071,519	59,497,356

資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

3. 一人当たりの市町村民所得

本町の一人当たりの町民所得は、栃木県平均と比較するとやや低い金額となっておりますが、継続的な微増傾向にあります。

【一人当たりの市町村民所得】

（単位：千円）

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
那須町	2,766	3,137	3,139	3,251	3,264
栃木県	3,134	3,361	3,369	3,478	3,479

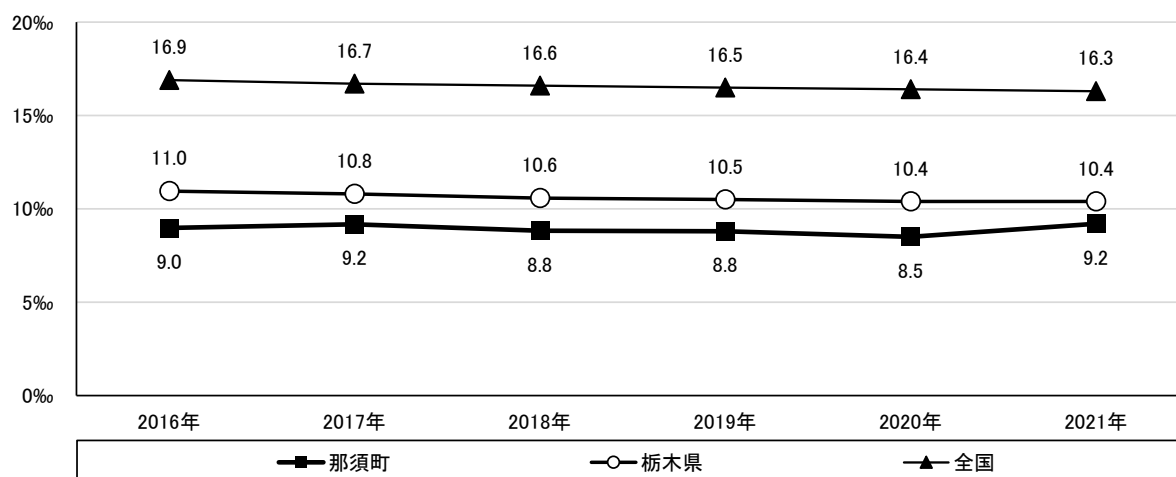
資料：とちぎの市町村民経済計算

※一人当たりの市町村民所得：雇用者報酬、財産所得及び企業所得の合計である「市町村民所得」をその年の各市町村人口で割った計数であり、個人の給与や実収入などの所得水準を表すものではありません。

4. 生活保護世帯数及び保護率の推移

本町の生活保護世帯数の推移についてみると、増減を繰り返しており、保護率は全国及び栃木県と比較すると低くなっています。

また、生活保護世帯のうち、18歳未満の児童がいる世帯は、令和3（2021）年では、3世帯（1.7%）となっています。



【生活保護世帯数及び保護率】

(単位：世帯、%)

区分		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
那須町	保護世帯	177	183	177	171	164	176
	保護率	9.0	9.2	8.8	8.8	8.5	9.2
栃木県	保護世帯	16,715	16,698	16,534	16,431	16,411	16,505
	保護率	11.0	10.8	10.6	10.5	10.4	10.4
全国	保護世帯	1,637,045	1,640,854	1,636,334	1,634,353	1,634,584	1,638,787
	保護率	16.9	16.7	16.6	16.5	16.4	16.3

資料：栃木県の生活保護

【18歳未満の児童がいる生活保護世帯数（率）】

(単位：世帯、%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
世帯数	4	3	4	5	3	3
世帯率	2.3	1.6	2.3	2.9	1.8	1.7

資料：福祉事務所

5. 要保護・準要保護の状況

要保護の状況をみると、本町の受給割合は減少傾向を示しており、全国及び栃木県と比較すると低くなっています。

また、準要保護の状況をみると、本町の受給割合は増減を繰り返しており、全国と比較すると低くなっていますが、栃木県と比較すると高くなっています。

【要保護・準要保護の受給者数】

(単位：人)

区分		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
要 保 護	小学校	4	3	4	3	2	2
	中学校	2	1	0	0	1	1
	合計	6	4	4	3	3	3
準 要 保 護	小学校	81	84	90	91	96	91
	中学校	51	60	60	57	58	53
	合計	132	144	150	148	154	144

資料：学校教育課資料

【要保護・準要保護の受給割合】

(単位：%)

区分		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
要 保 護	那須町	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	栃木県	0.7	0.7	0.6	0.5	-	-
	全国	1.4	1.3	1.2	1.1	-	-
準 要 保 護	那須町	8.1	9.3	10.4	10.3	10.9	10.6
	栃木県	6.4	6.8	7.4	7.7	-	-
	全国	13.7	13.6	13.5	13.4	-	-

資料：就学援助実施状況等調査結果（文部科学省）、学校教育課資料

※要保護：生活保護法第6条第2項に規定する、生活保護を必要とする状態にある者

※準要保護：市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する、きわめて経済的に困難な状態にある者

6. ひとり親世帯数

ひとり親世帯数の状況をみると、減少傾向にあり、令和3（2021）年では222世帯となっています。

【ひとり親世帯数】

（単位：世帯）

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
父子家庭	31	31	32	31	28	24
母子家庭	229	225	211	215	216	198
合計	260	256	243	246	244	222

資料：住民生活課資料

7. ひとり親家庭医療費

ひとり親家庭医療費助成制度の受給者数の状況をみると、減少傾向にあり、令和3（2021）年では225人となっています。

【ひとり親家庭医療費助成制度受給者数】

（単位：人）

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
受給者数	264	263	249	251	247	225

資料：住民生活課資料

8. 児童扶養手当の状況

児童扶養手当の受給者数の状況をみると、増減を繰り返しており、令和3（2021）年では、180人となっています。

【児童扶養手当受給者数】

（単位：人）

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
父子家庭	24	22	20	14	13	10
母子家庭	181	170	169	163	172	170
合計	205	192	189	177	185	180

資料：住民生活課資料

9. 奨学金の貸付状況

奨学金の貸付状況をみると、令和3（2021）年では、専門・専修学校の1人となっています。

【奨学金の貸付件数】

（単位：人）

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
高等学校	0	0	1	0	0	0
専門・専修学校	0	2	1	1	0	1
短期大学	1	0	0	0	0	0
大学	1	2	2	1	0	0
合計	2	4	4	2	0	1

資料：学校教育課資料

第2節 アンケート調査の結果

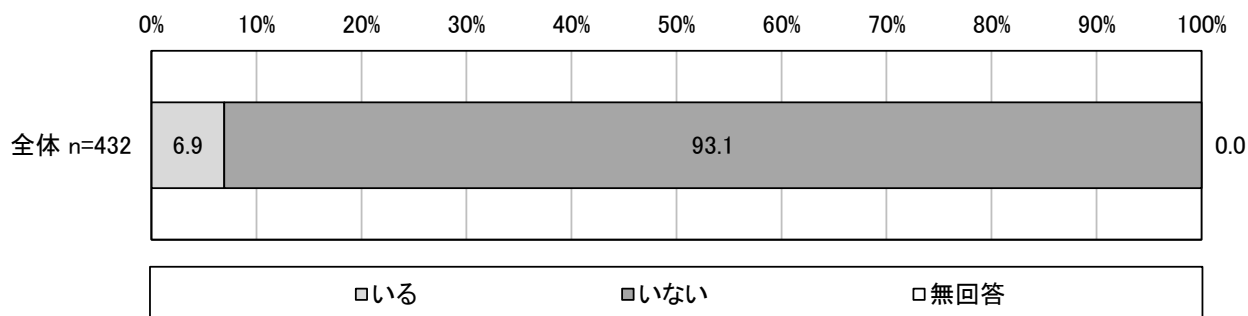
1. 調査概要

調査区分	生活状況アンケート調査	子どもの貧困に関する教職員アンケート調査
調査対象者	町内にお住まいのお子さん(小学1年生、小学3年生、小学5年生、中学生)の保護者	町内小中学校でクラス担任をしている教職員
調査地域	那須町全域	
調査方法	郵送調査または Web 調査	Web 調査
調査期間	令和3年6月下旬～7月中旬	
配布数	731 件	-
回収数	432 件	75 件
回収率	59.1%	-

2. 生活状況アンケート調査結果【抜粋】

問7 あなたと同居する家族に介護が必要な方はいますか。(1つに○)

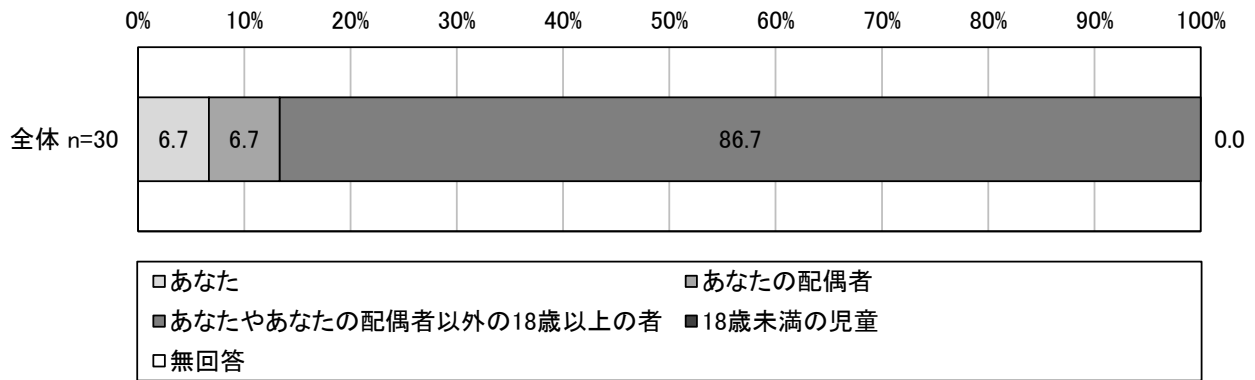
同居する家族に介護が必要な方がいるかについては、「いる」が6.9%、「いない」が93.1%となっている。



問7で「いる」と回答された方にお伺いいたします。

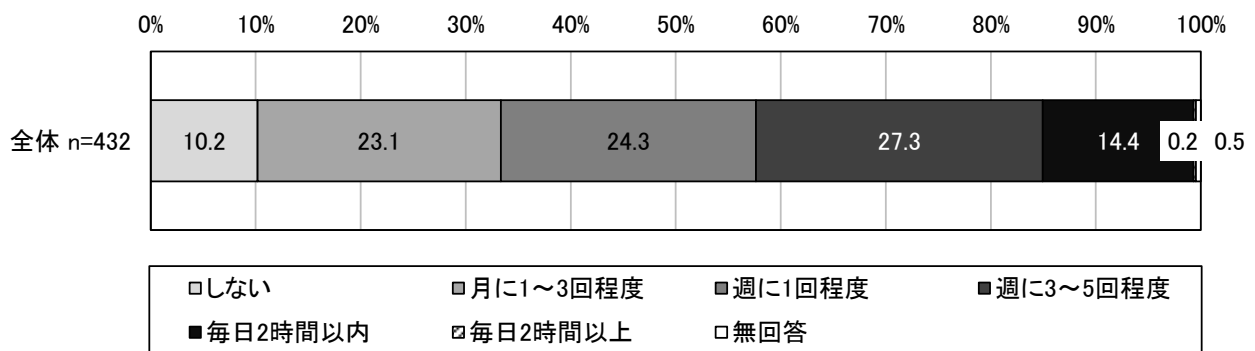
問8 その方の主な介護者はどなたですか。(1つに〇)

介護が必要な方の主な介護者については、「あなたやあなたの配偶者以外の18歳以上の者」が86.7%で最も高く、次いで、「あなた」「あなたの配偶者」が同率で6.7%となっている。また、「18歳未満の児童」は0.0%となっている。



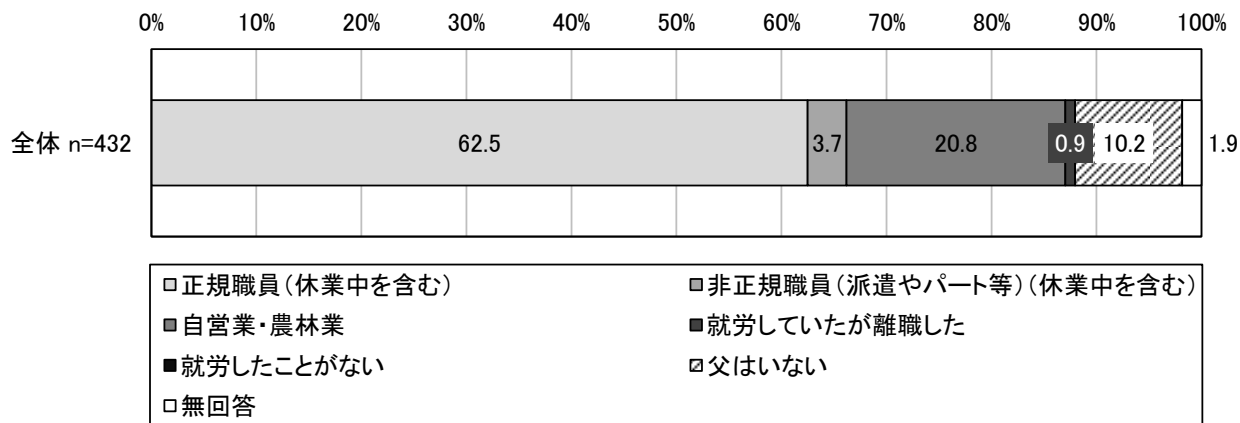
問9 お子さんは、家のお手伝いやあなたのお手伝いをしますか。(最も近いもの1つに〇)

お子さんが家のお手伝いやあなたのお手伝いをするかについては、「週に3~5回程度」が27.3%で最も高く、次いで、「週に1回程度」が24.3%、「月に1~3回程度」が23.1%となっている。

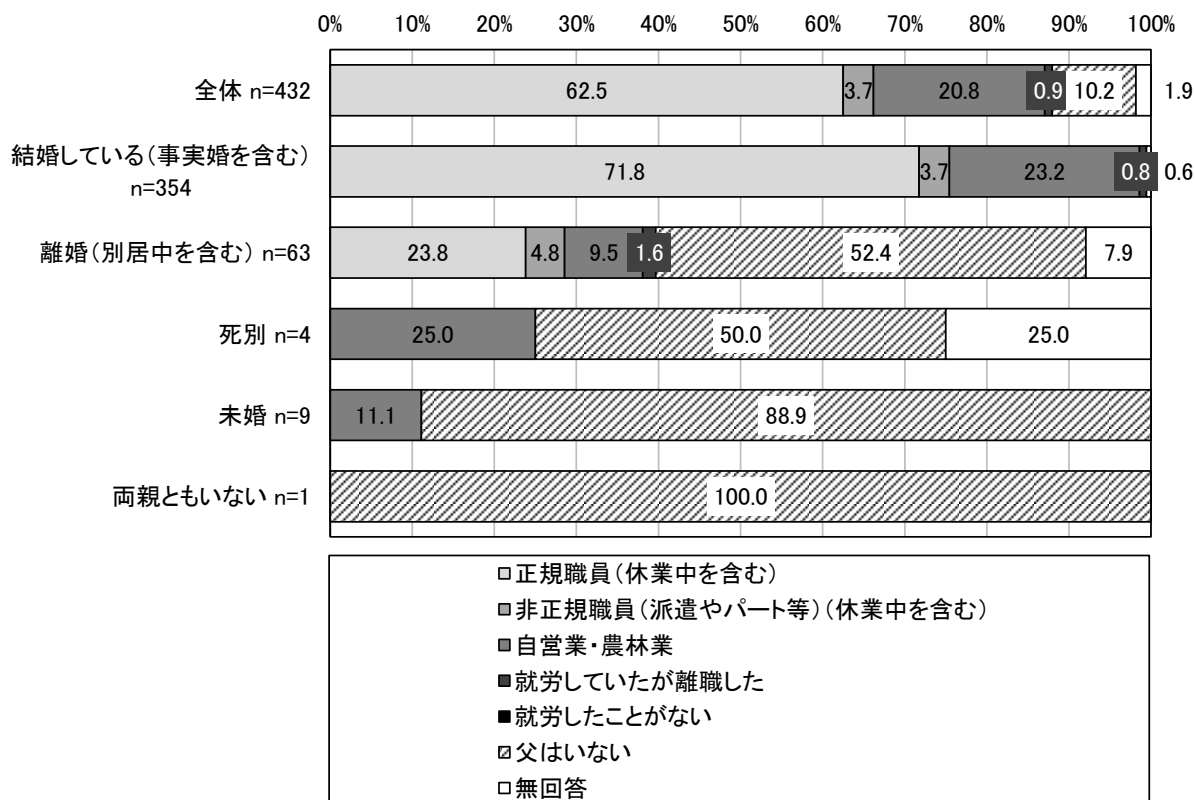


問 10 お子さんの父の就労状況についてお答えください。(1つに〇)

父親の就労状況については、「正規職員（休業中を含む）」が 62.5%で最も高く、次いで、「自営業・農林業」が 20.8%、「父はいない」が 10.2%となっている。

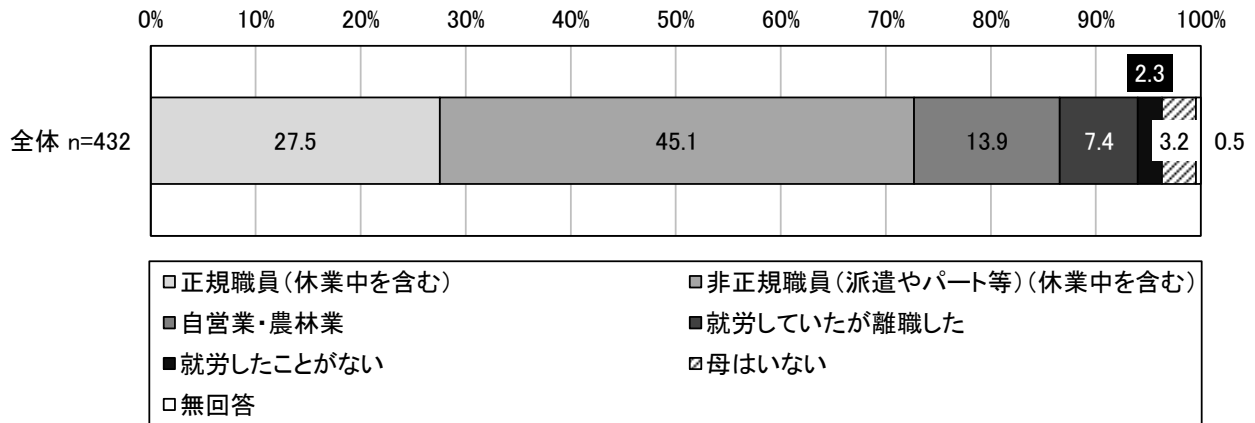


【両親の婚姻状況別】

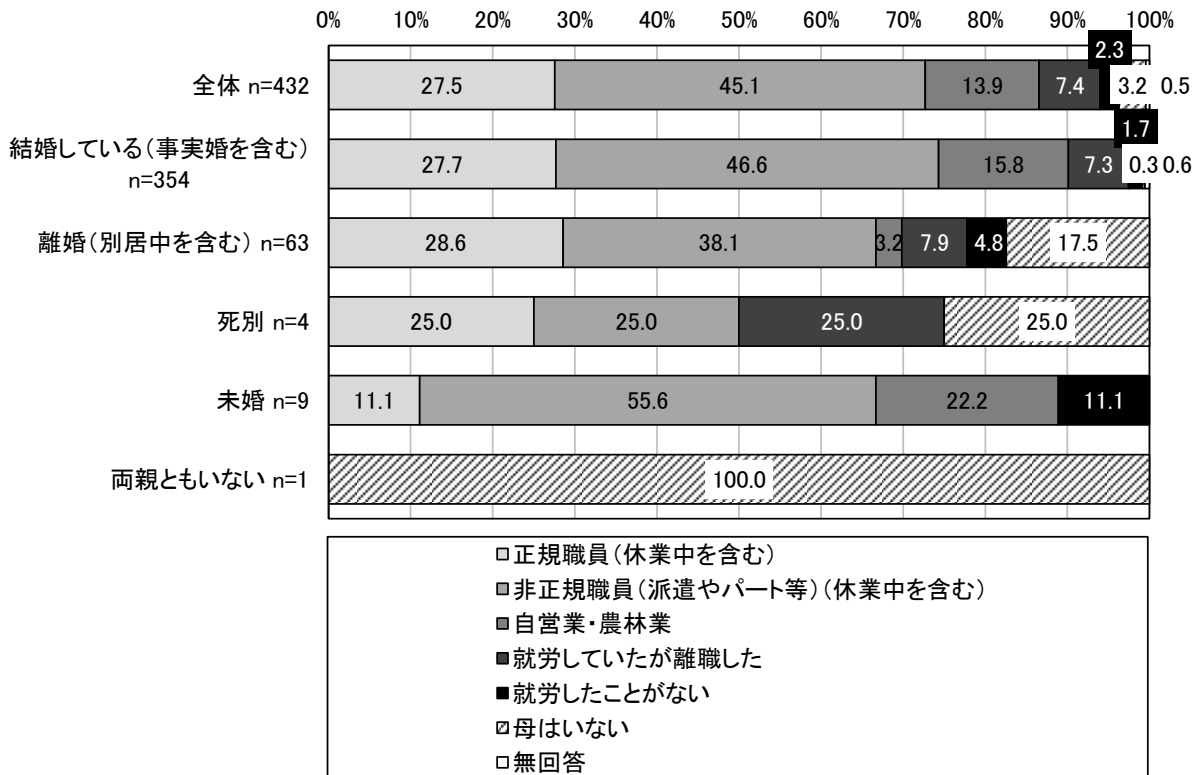


問 11 お子さんの母の就労状況についてお答えください。(1つに○)

母親の就労状況については、「非正規職員（派遣やパート等）（休業中を含む）」が 45.1% で最も高く、次いで、「正規職員（休業中を含む）」が 27.5%、「自営業・農林業」が 13.9% となっている。

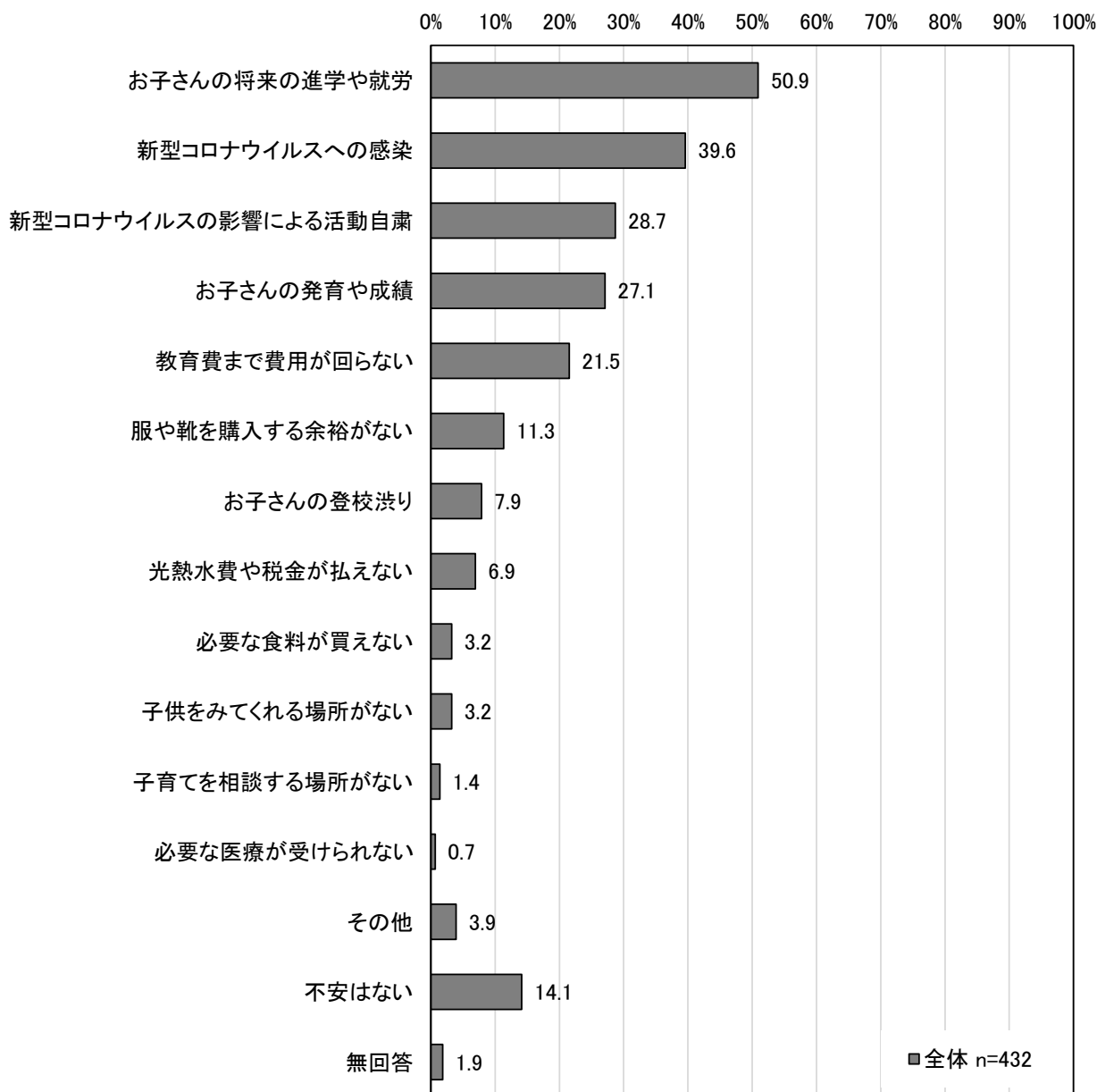


【両親の婚姻状況別】



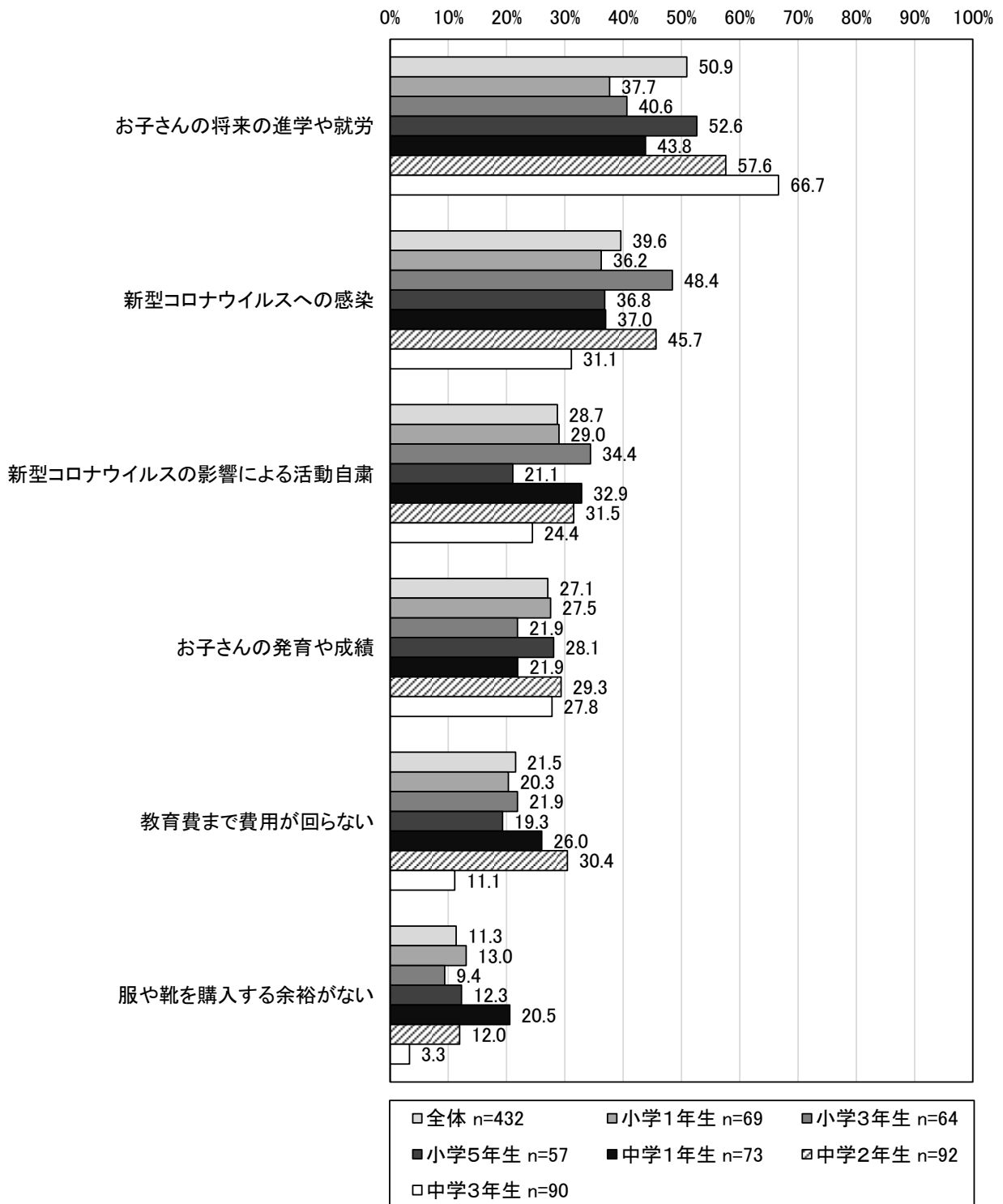
**問 14 あなたが子育てをするにあたり、不安に感じることは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)**

子育てをするにあたり、不安に感じることについては、「お子さんの将来の進学や就労」が50.9%で最も高く、次いで、「新型コロナウイルスへの感染」が39.6%、「新型コロナウイルスの影響による活動自粛」が28.7%となっている。

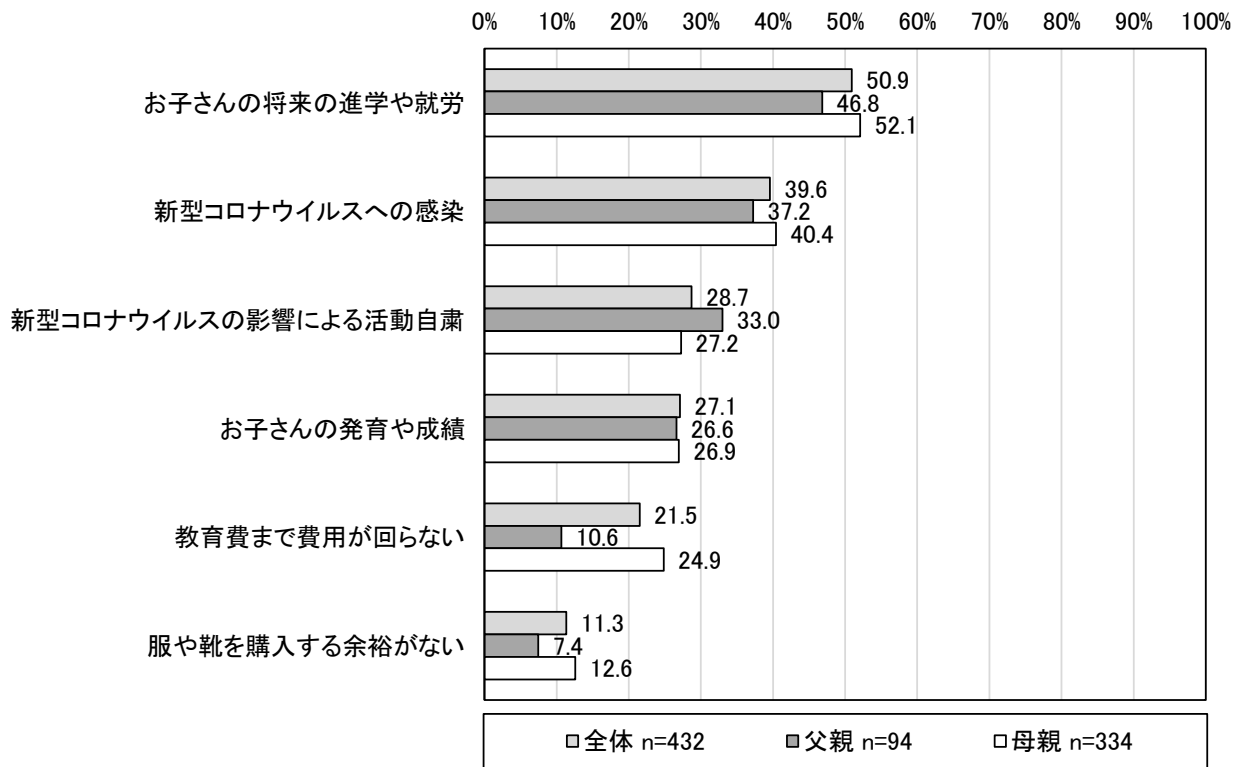


その他：金銭面で生活が苦しい（4件）、子どもとの時間がとれない（2件） など

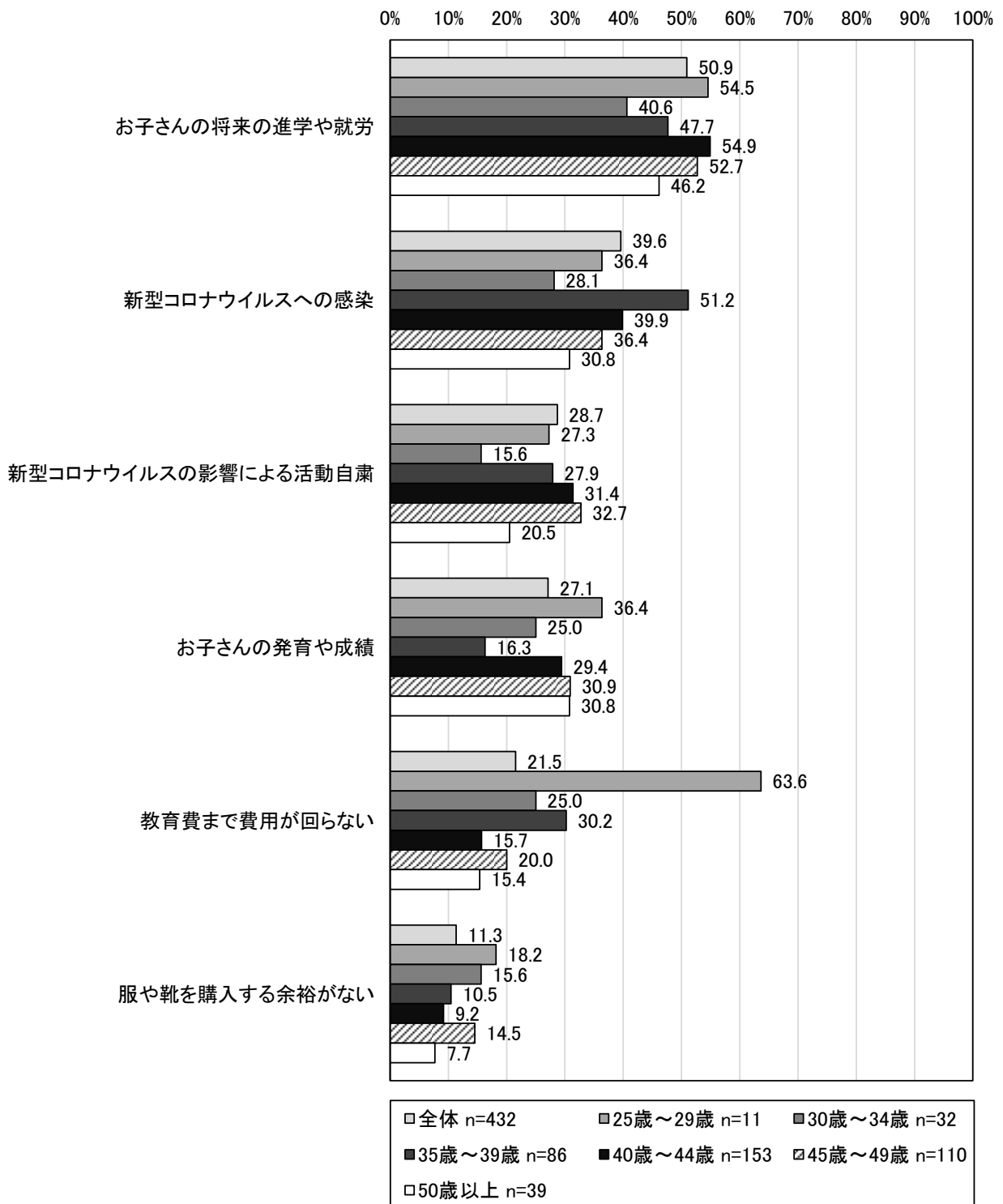
【学年別】



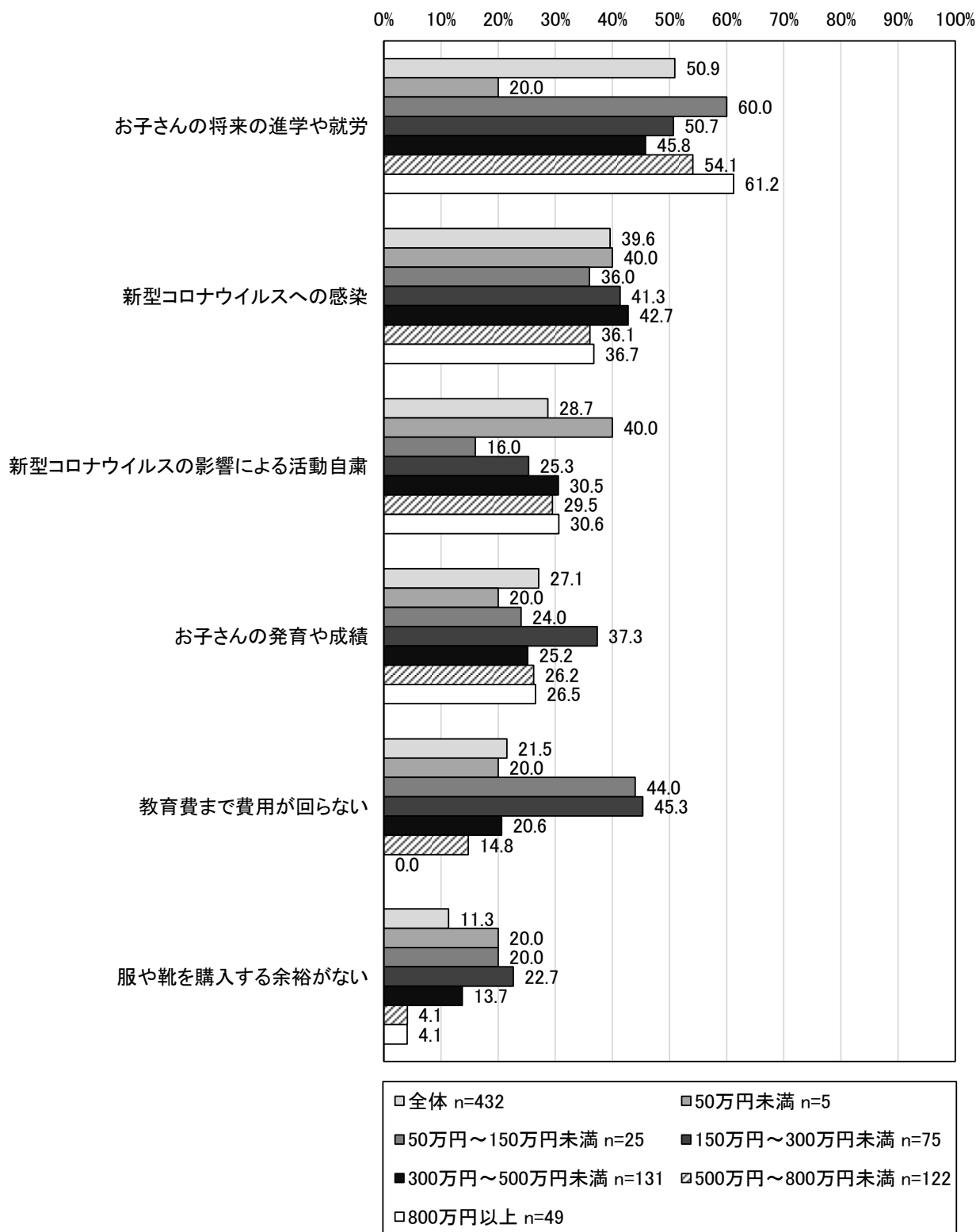
【記入者別】



【記入者年齢別】

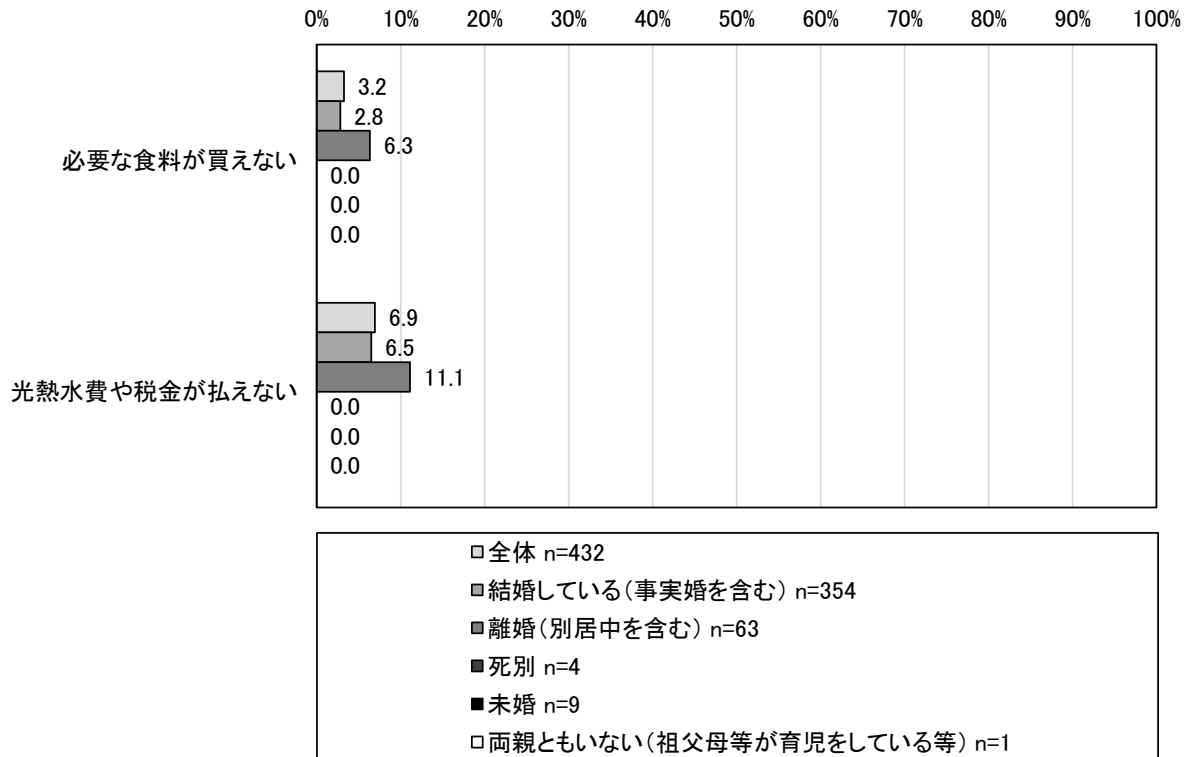


【世帯年収別】



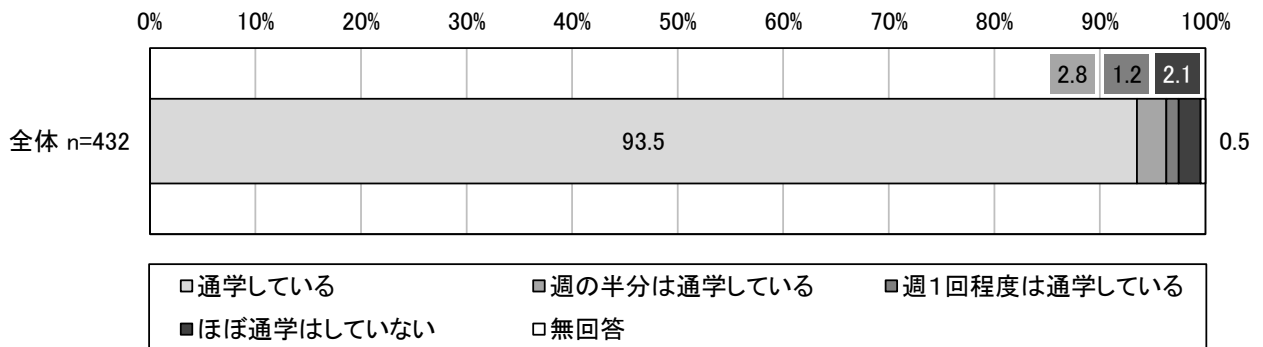
【両親の婚姻状況別】※「必要な食料が買えない」「光熱水費や税金が払えない」抜粋

子育てをするにあたり、不安に感じることについて、「必要な食料が買えない」と回答している人は、「結婚している（事実婚を含む）」では2.8%、「離婚（別居中を含む）」では6.3%と「離婚（別居中を含む）」が3.5%高くなっている。「光熱水費や税金が払えない」と回答している人は、「結婚している（事実婚を含む）」では6.5%、「離婚（別居中を含む）」では11.1%と「離婚（別居中を含む）」が4.6%高くなっている。



問 15 お子さんは毎日学校に通学（病気等での欠席を除く）していますか。（1つに○）

お子さんは毎日学校に通学（病気等での欠席を除く）しているかについては、「通学している」が93.5%で最も高く、次いで、「週の半分は通学している」が2.8%、「ほぼ通学はしていない」が2.1%となっている。

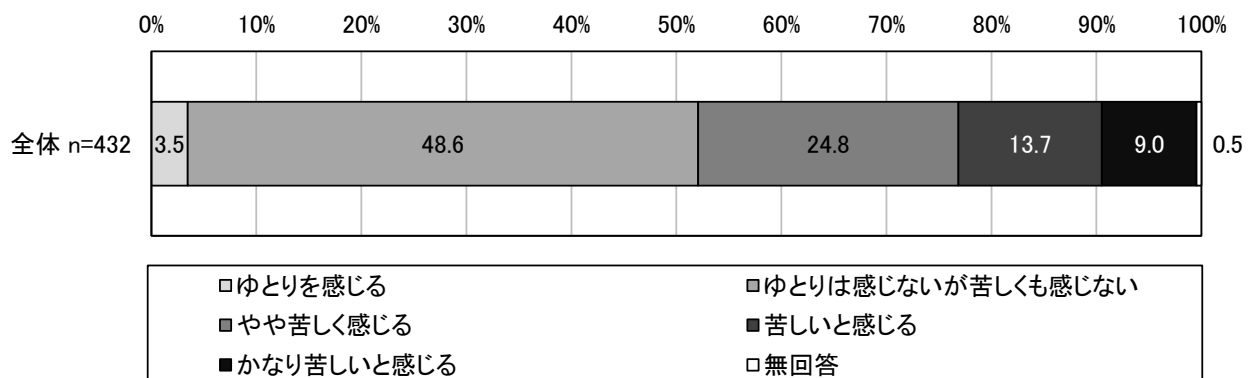


問 16 今の経済状況について、あなたの世帯はどのように感じていますか。（1つに○）

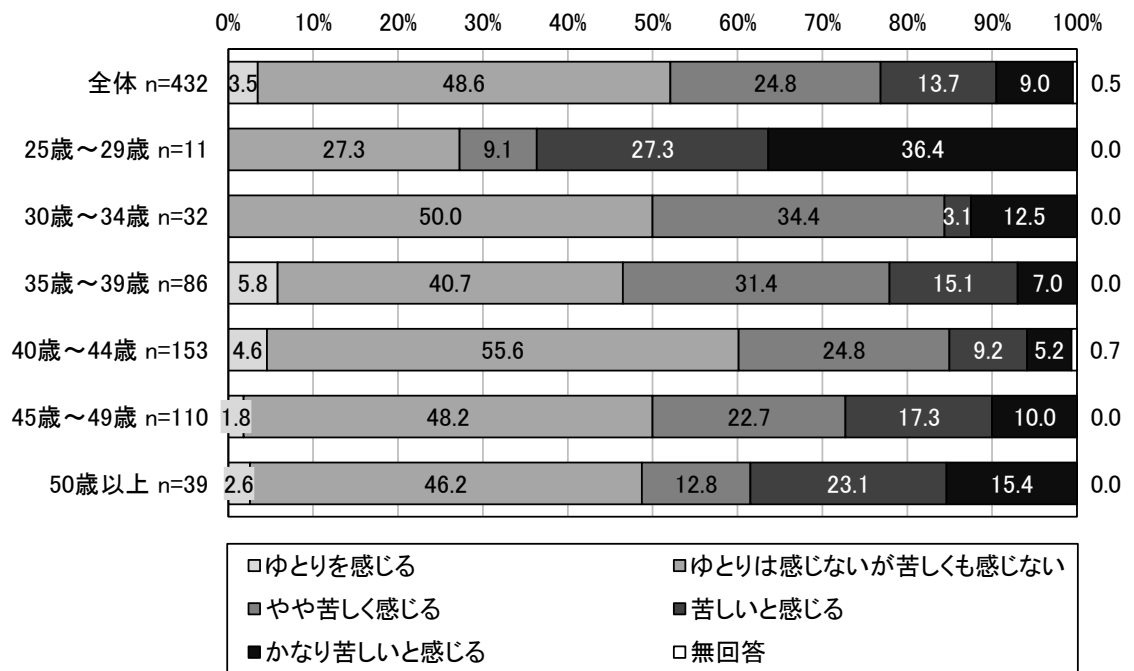
今の経済状況について、あなたの世帯はどのように感じているかについては、「ゆとりは感じないが苦しくも感じない」が48.6%で最も高く、次いで、「やや苦しく感じる」が24.8%、「苦しいと感じる」が13.7%となっている。「全体」で『苦しいと感じている』（「やや苦しく感じる」「苦しいと感じる」「かなり苦しいと感じる」と回答した人は、47.5%となっている。

記入者年齢別でみると、『苦しいと感じている』と回答した人は、「25歳～29歳」では72.8%、「30歳～34歳」では50.0%、「35歳～39歳」では53.5%、「40歳～44歳」では39.2%、「45歳～49歳」では50.0%、「50歳以上」では51.3%となっている。

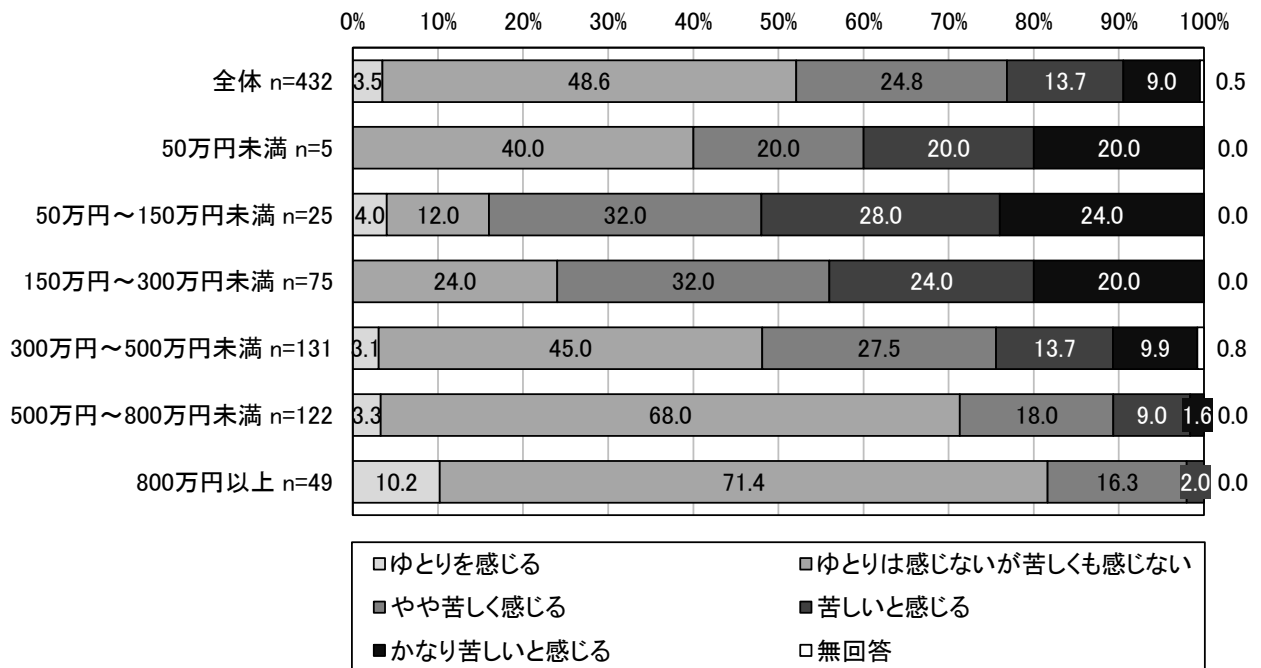
世帯年収別でみると、『苦しいと感じている』と回答した人は、「50万円未満」では60.0%、「50万円～150万円未満」では84.0%、「150万円～300万円未満」では76.0%、「300万円～500万円未満」では51.1%、「500万円～800万円未満」では28.6%、「800万円以上」では18.3%となっている。



【記入者年齢別】

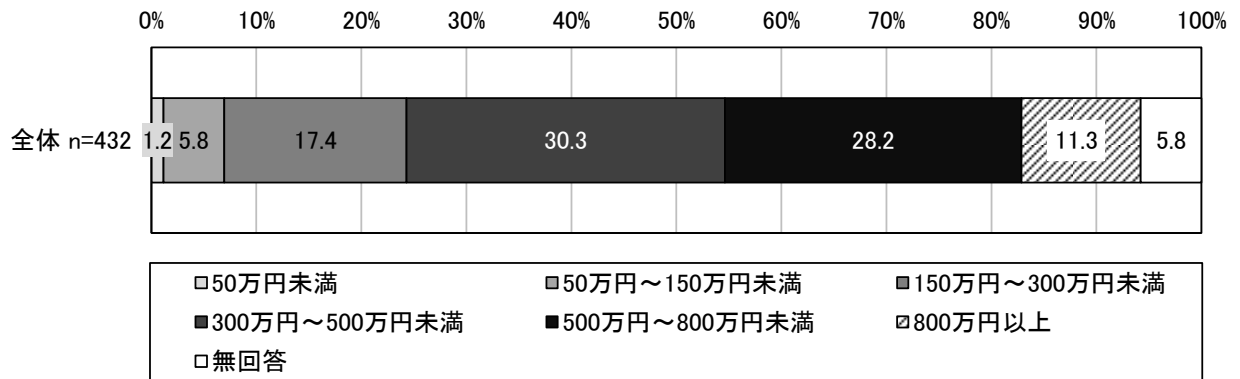


【世帯年収別】



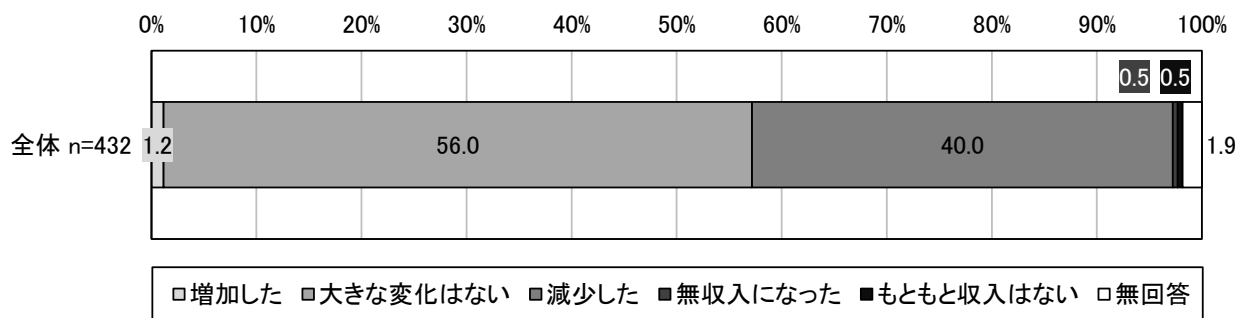
問 17 世帯全体のおおよその年間（2020 年中）収入（税込）はいくらですか。（1 つに〇）

世帯全体のおおよその年間（2020 年中）収入（税込）については、「300 万円～500 万円未満」が 30.3%で最も高く、次いで、「500 万円～800 万円未満」が 28.2%、「150 万円～300 万円未満」が 17.4%となっている。



問 18 問 17 で回答した収入は、新型コロナウイルス感染症の拡大前（2019 年収入）と比べて変化はありましたか。（1 つに〇）

新型コロナウイルス感染症の拡大前（2019 年収入）と比べて変化があったかについては、「大きな変化はない」が 56.0%で最も高く、次いで、「減少した」が 40.0%、「増加した」が 1.2%となっている。



問 19 あなたの世帯では、新型コロナウイルス感染症の拡大前（2020年2月以前）はどのような生活でしたか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

問 20 あなたの世帯では、新型コロナウイルス感染症の拡大後（2020年2月以後）はどのような生活ですか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

新型コロナウイルス感染症の拡大前後（2020年2月前後）の生活の変化を比較する。

（A）必要な食料（アルコール等の嗜好品は除く）が買えないことについては、「全くなかった」が81.7%から70.8%に減少している。

（B）税金や光熱水費の未払いについては、「全くなかった」が81.5%から74.3%に減少している。

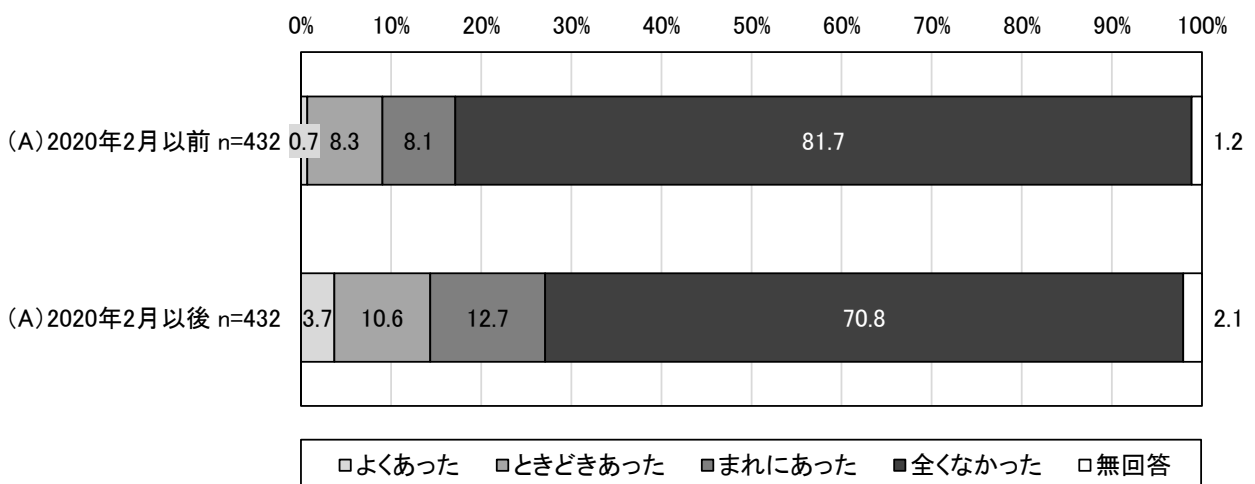
（C）お子さんと過ごす時間については、「全くなかった」は7.2%から7.4%とほぼ横ばいだが、「よくあった」が56.0%から67.8%に増加している。

（D）家庭内でのもめごとについては、「全くなかった」が41.7%から38.2%に減少している。

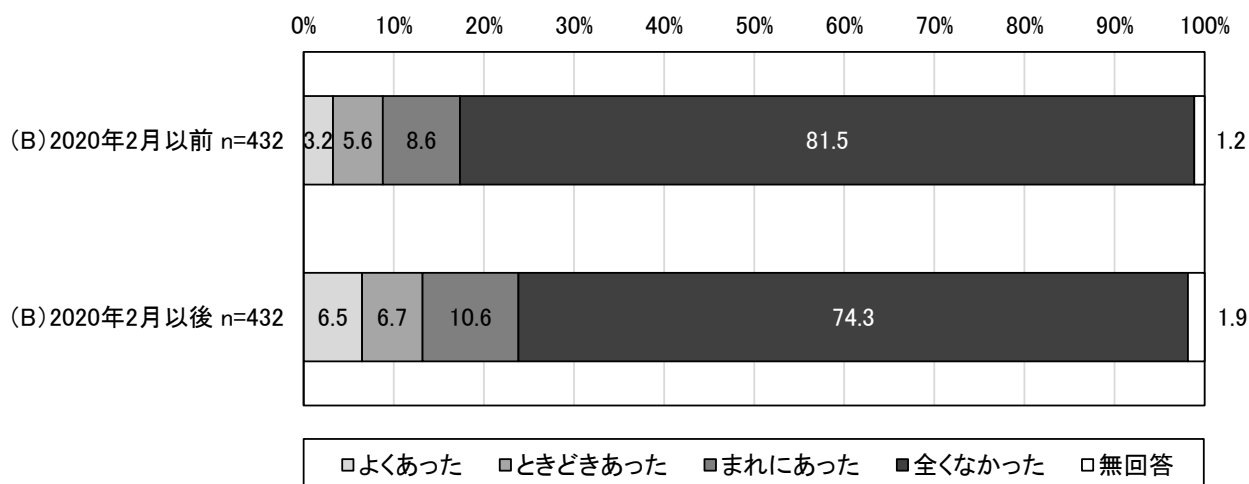
（E）あなた自身の気持ちが沈むことについては、「全くなかった」が27.8%から22.9%に減少している。

（F）お子さんの体調不良にも関わらず、医療機関を受診できなかったことについては、「全くなかった」が89.8%から82.6%に減少している。

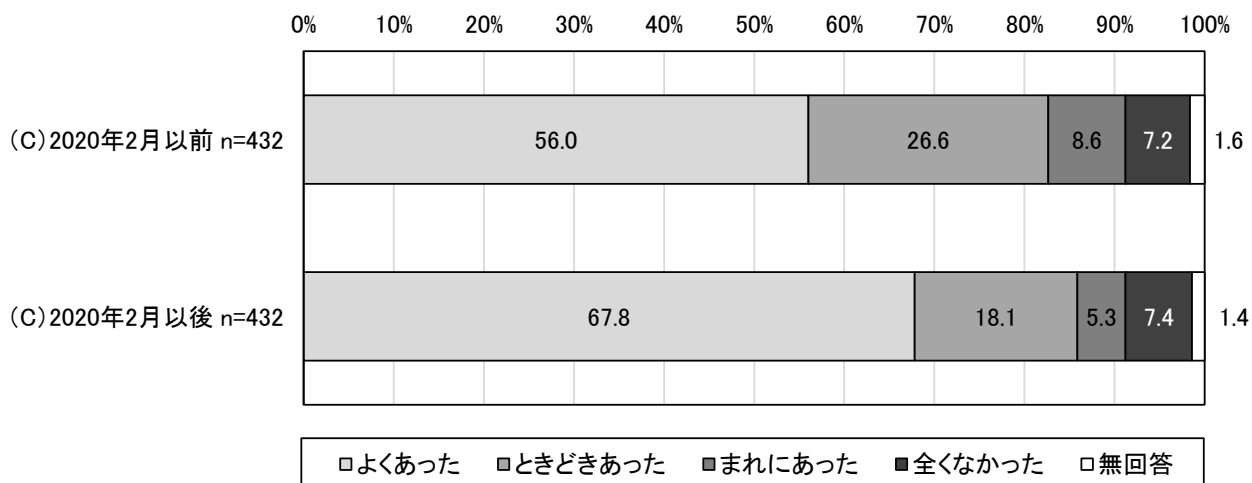
【(A) 必要な食料（アルコール等の嗜好品は除く）が買えないこと】



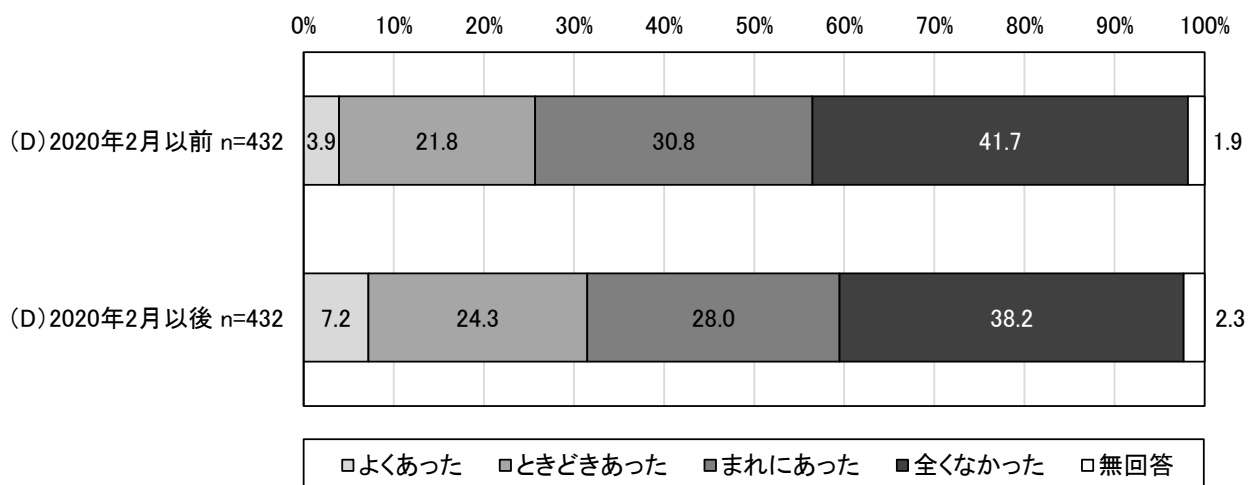
【(B) 税金や光熱水費の未払い】



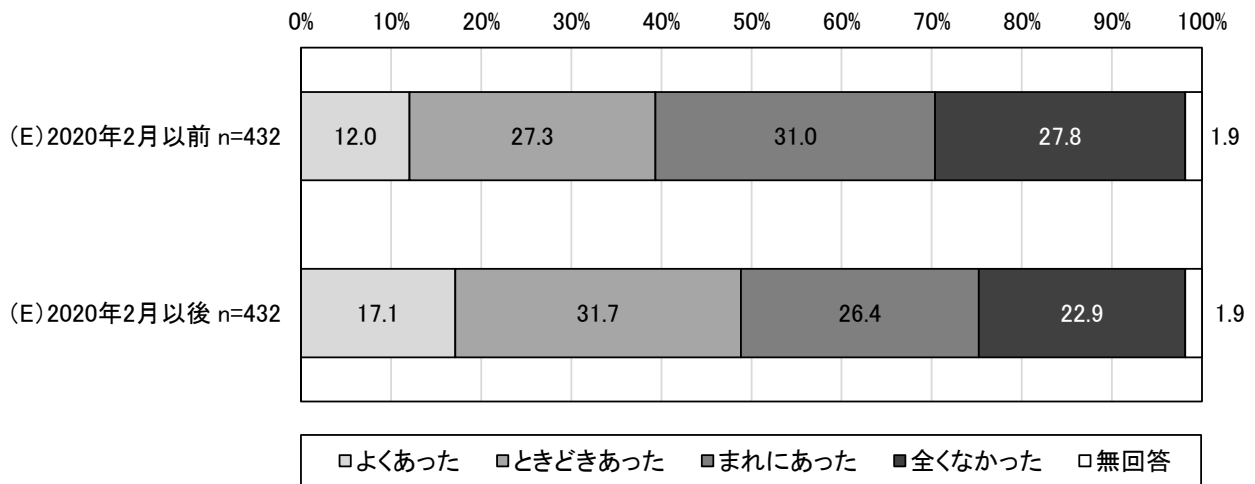
【(C) お子さんと過ごす時間】



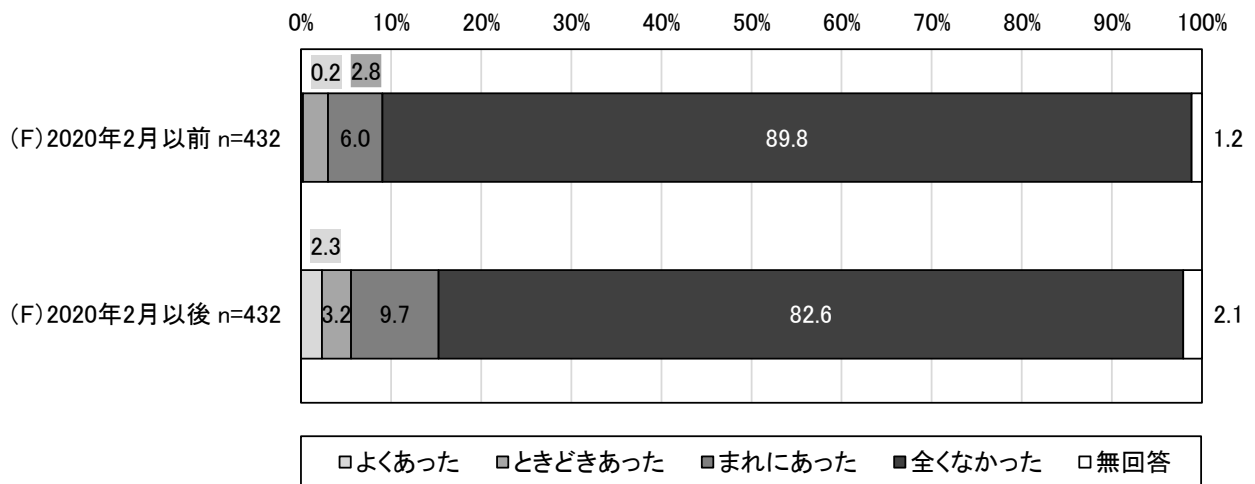
【(D) 家庭内でのめめごと】



【(E) あなた自身の気持ちが沈むこと】



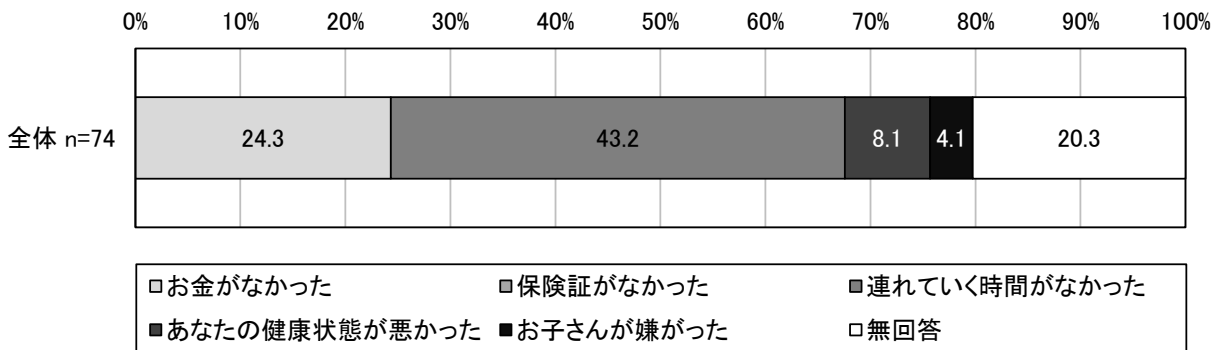
【(F) お子さんの体調不良にも関わらず、医療機関を受診できなかったこと】



問19または問20の(F)で「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」に回答された方にお伺いいたします。

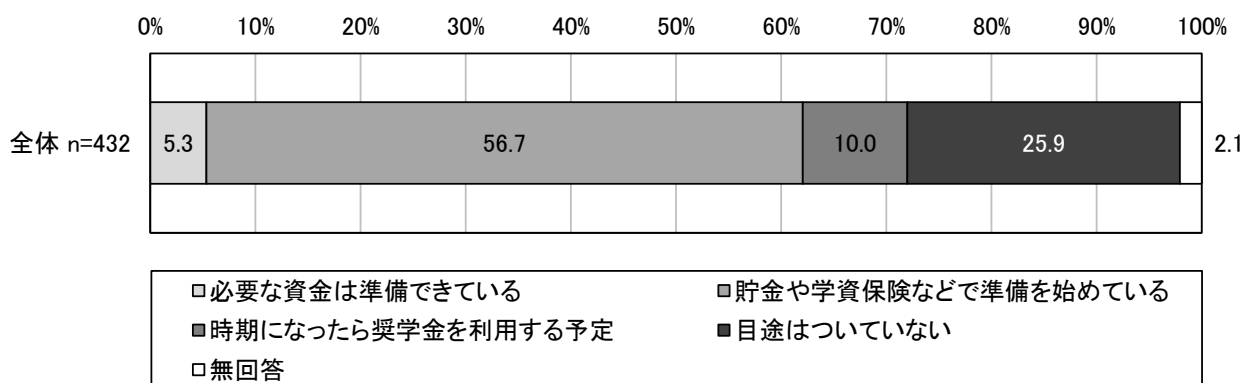
問21 その理由は何ですか。(最も近いもの1つに○)

お子さんの体調不良にも関わらず、医療機関を受診できなかった理由については、「連れていく時間がなかった」が43.2%で最も高く、次いで、「お金がなかった」が24.3%、「あなたの健康状態が悪かった」が8.1%となっている。



問23 お子さんの教育を受けさせるための、資金の準備はいかがですか。(最も近いもの1つに○)

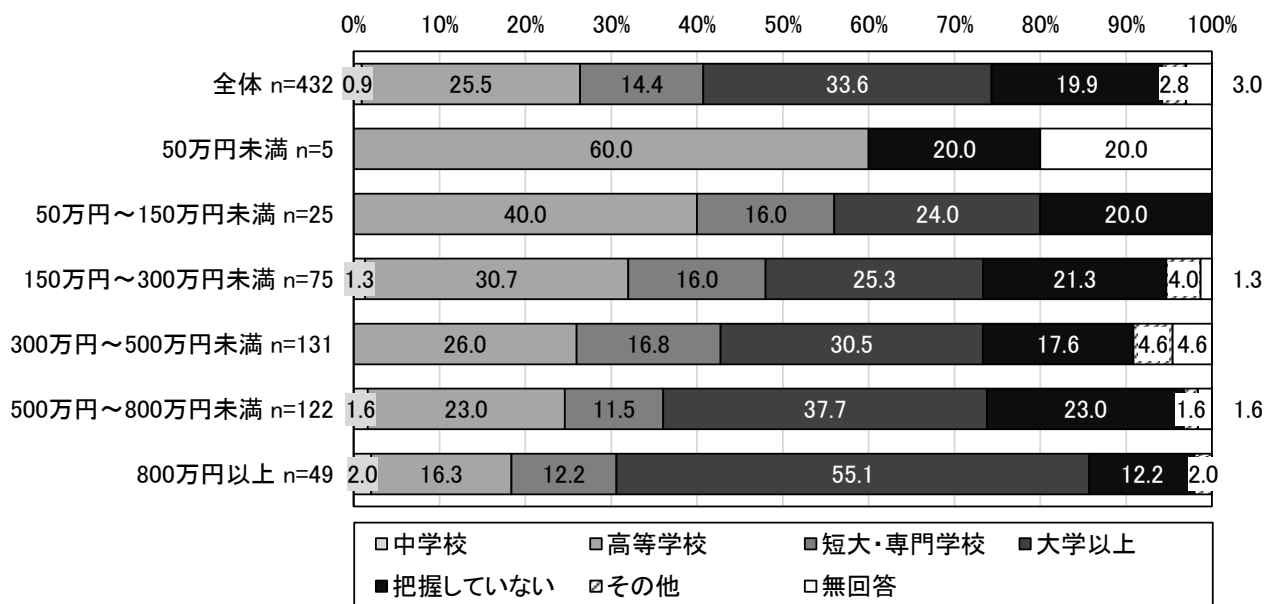
お子さんの教育を受けさせるための資金については、「貯金や学資保険などで準備を始めている」が56.7%で最も高く、次いで、「目途はついていない」が25.9%、「時期になったら奨学金を利用する予定」が10.0%となっている。



問24 お子さんは、どの段階まで進学を希望していますか。(1つに○)

お子さんは、どの段階まで進学を希望しているかについては、全体では「大学以上」が33.6%で最も高く、次いで、「高等学校」が25.5%、「把握していない」が19.9%となっている。

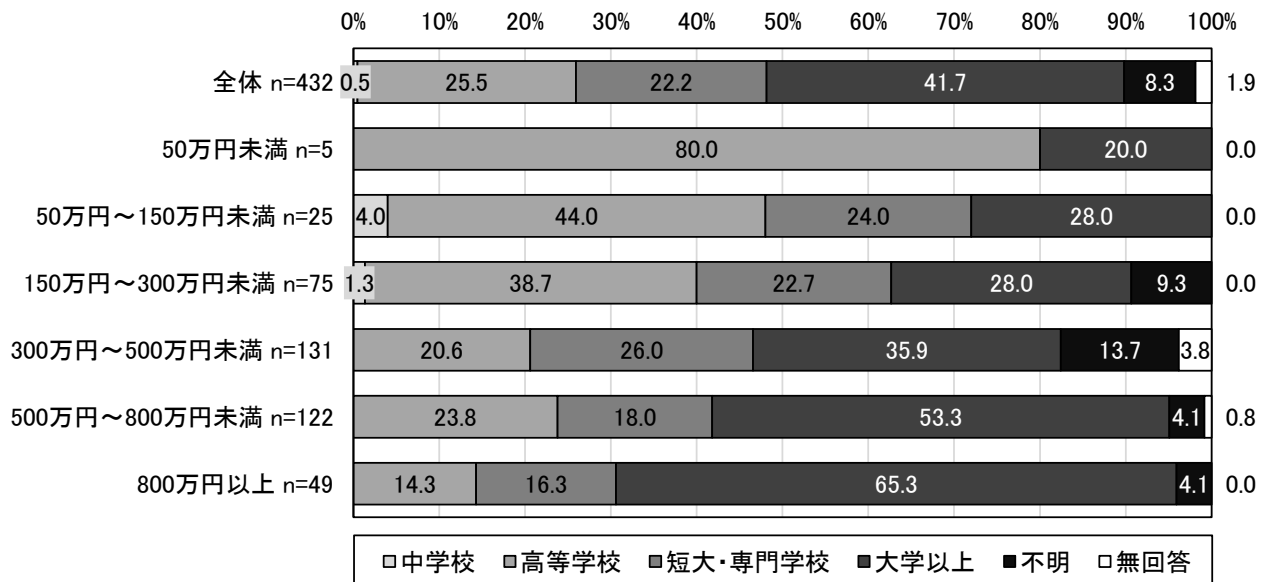
世帯年収別では、年収が増えるほど「大学以上」の割合が増加する結果となっている。逆に、「高等学校」「短大・専門学校」の割合は、年収が増えるほど減少している。



その他：まだ決めていない（8件）、子ども自身がわからない（3件）

問 25 あなたは、お子さんをどの段階まで進学させようと思いますか。(1つに○)

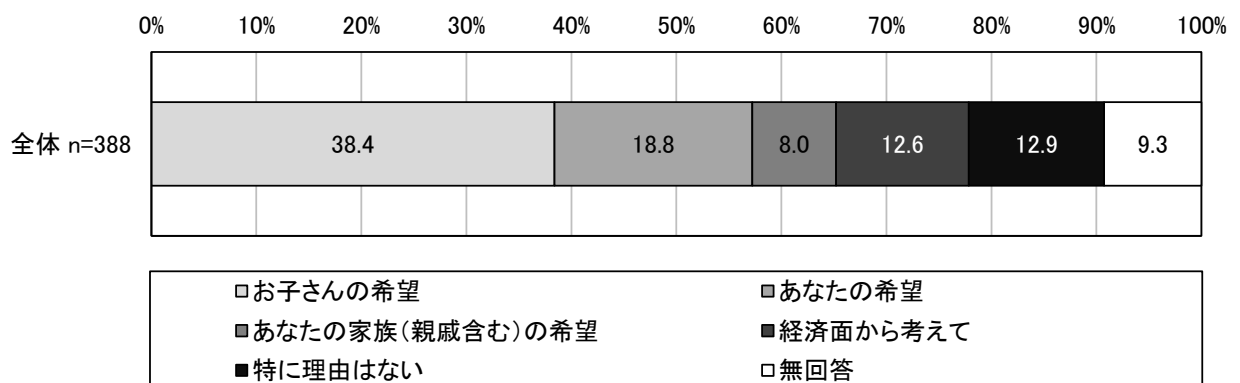
お子さんをどの段階まで進学させようと思うかについては、全体では「大学以上」が41.7%で最も高く、次いで、「高等学校」が25.5%、「短大・専門学校」が22.2%となっている。世帯年収別では、年収が増えるほど「大学以上」の割合が増加する結果となっている。逆に、「高等学校」「短大・専門学校」の割合は、年収が増えるほど減少している。



問 25 で「中学校」「高等学校」「短大・専門学校」「大学以上」と回答された方にお伺いいたします。

問 26 それはどのような理由ですか。(最も近いもの1つに○)

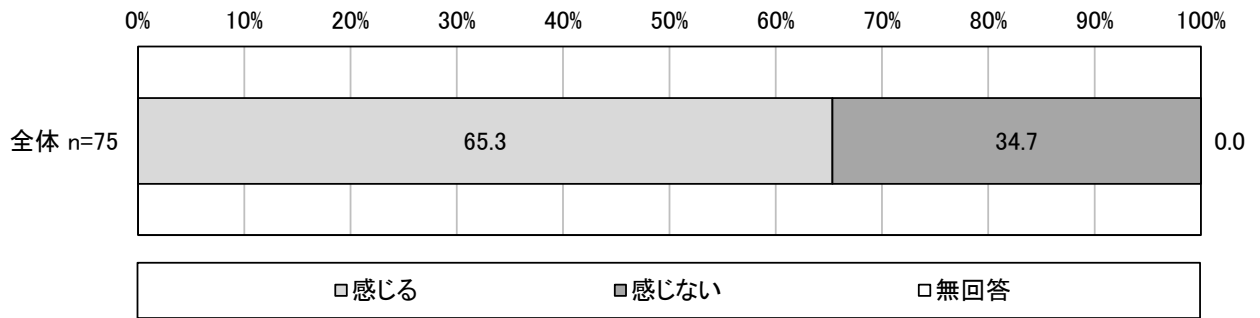
お子さんをどの段階まで進学させるかの理由については、「お子さんの希望」が38.4%で最も高く、次いで、「あなたの希望」が18.8%、「特に理由はない」が12.9%となっている。



3. 子どもの貧困に関する教職員アンケート調査結果

問1 生活困窮状態にある児童生徒がいると感じますか。(1つに〇)

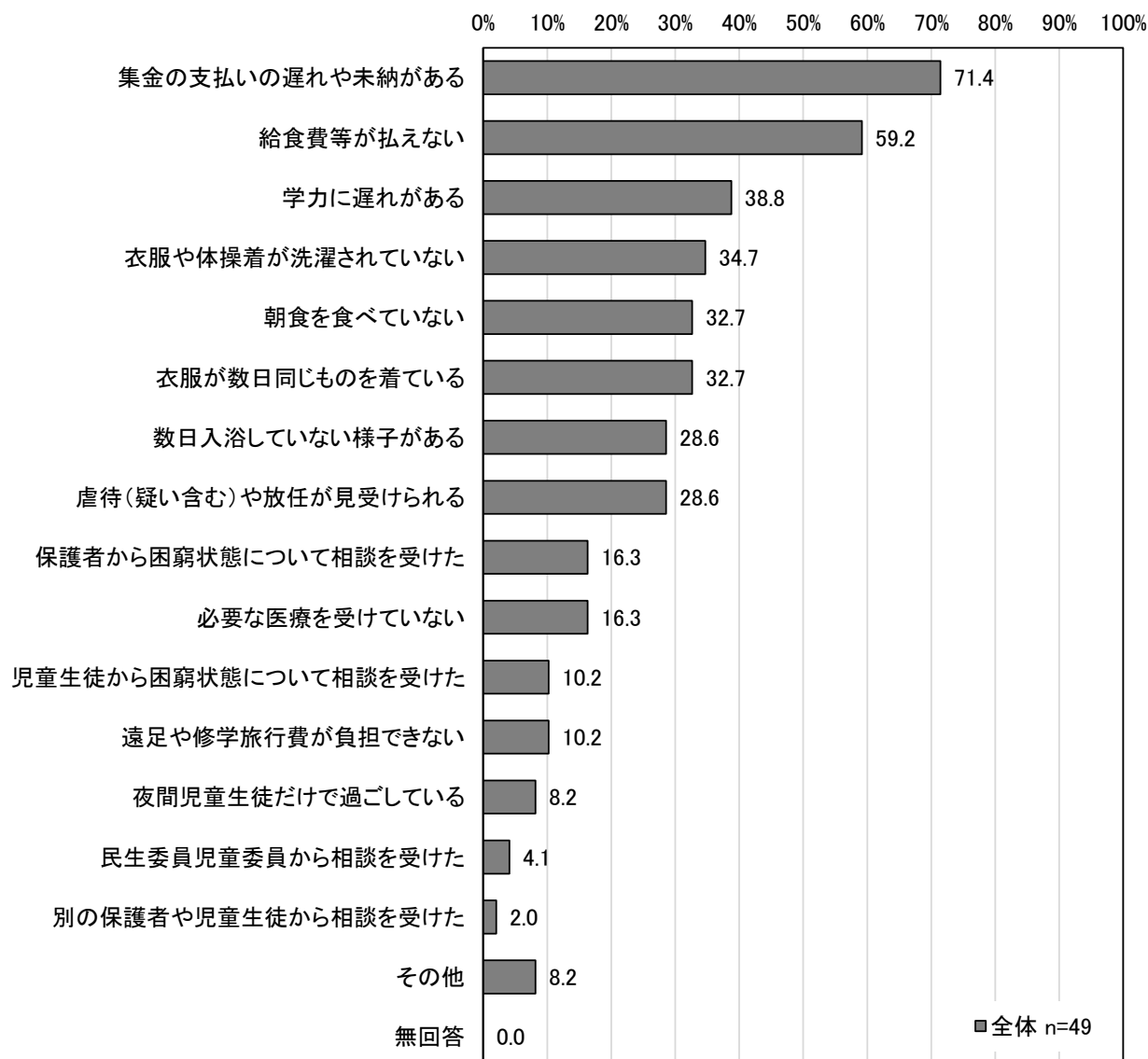
生活困窮状態にある児童生徒がいると感じているかについては、「感じる」が65.3%、「感じない」が34.7%となっている。



問1で「感じる」と回答された方にお伺いいたします。

問2 そう感じたのは、どのような場面や状況でしたか。(あてはまるものすべてに☑)

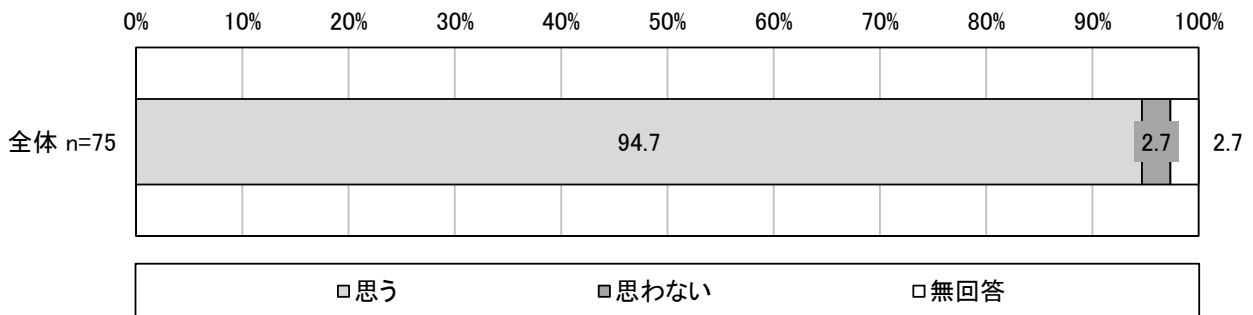
どのような場面や状況で生活困窮状態にある児童生徒がいると感じたかについては、「集金の支払いの遅れや未納がある」が71.4%で最も高く、次いで、「給食費等が払えない」が59.2%、「学力に遅れがある」が38.8%となっている。



その他：サイズや季節感の合わない服を着ている（2件）、元気なのに欠席が多い（1件）、爪が伸びっぱなしになっている（1件）

問3 貧困・生活困窮が子どもの学力に影響を及ぼすと思いますか。(1つに○)

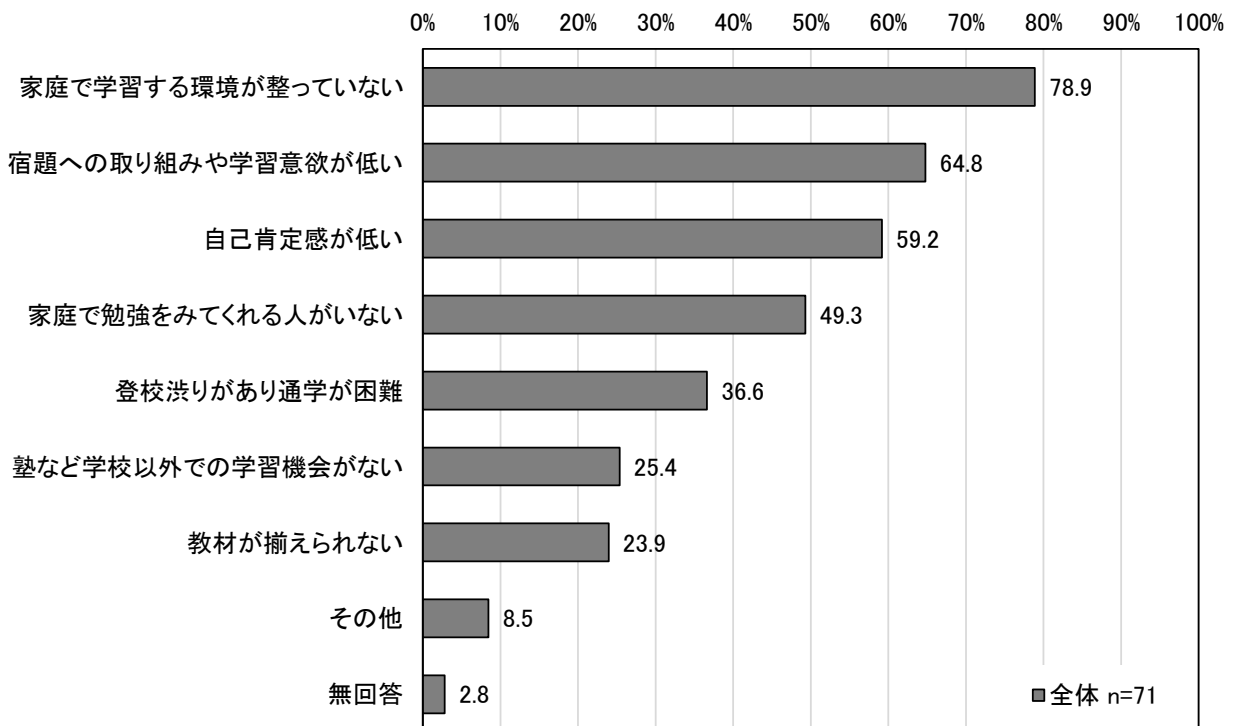
貧困・生活困窮が子どもの学力に影響を及ぼすと思うかについては、「思う」が94.7%、「思わない」が2.7%となっている。



問3で「思う」と回答された方にお伺いいたします。

問4 そう思うのはどのような状況や理由ですか。(あてはまるものすべてに☑)

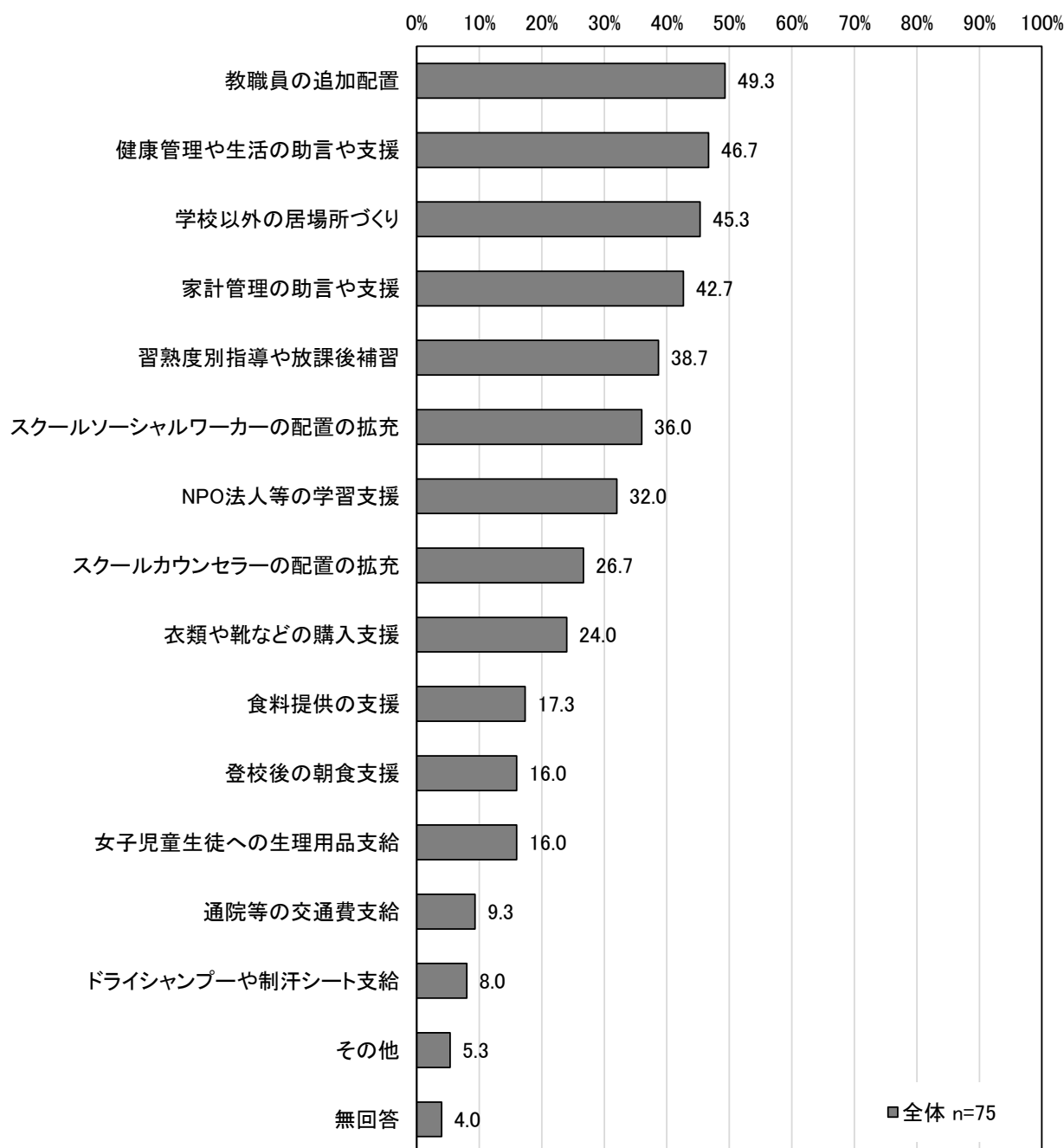
貧困・生活困窮が子どもの学力に影響を及ぼすと思う理由については、「家庭で学習する環境が整っていない」が78.9%で最も高く、次いで、「宿題への取り組みや学習意欲が低い」が64.8%、「自己肯定感が低い」が59.2%となっている。



その他：手本となる大人が身近に居らず、将来の展望がない（2件）、遺伝（1件）、子どもへの関心が低い（1件）、家庭での教育、会話、生活習慣の欠如（1件）、家庭の事情により登校できない日々が長期に渡り、教育が受けられない（1件）

問5 児童生徒や保護者の環境を支援するために、どのような取り組みが必要だと思いますか。
 (あてはまるものすべてに☑)

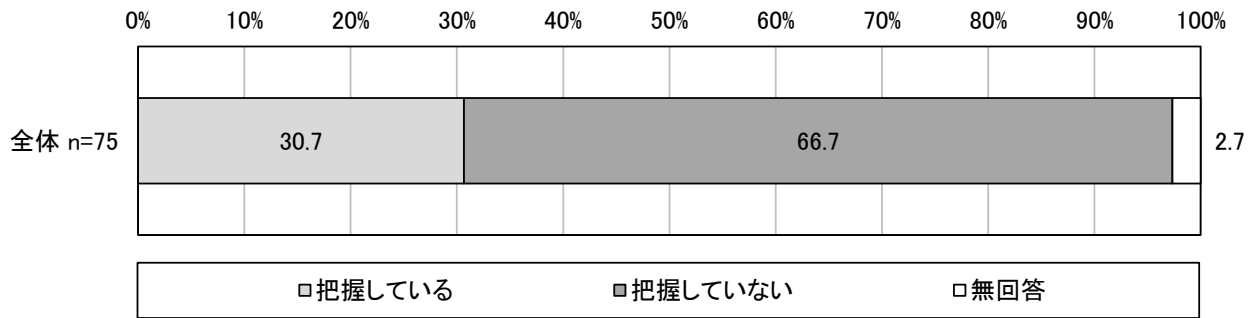
児童生徒や保護者の環境を支援するために、どのような取り組みが必要だと思うかについては、「教職員の追加配置」が49.3%で最も高く、次いで、「健康管理や生活の助言や支援」が46.7%、「学校以外の居場所づくり」が45.3%となっている。



その他：保護者への直接指導ができる体制づくり。相談レベルの職員では限界（1件）、劣悪な家庭環境からの保護や保護者への指導の強化（1件）、ベーシックインカム導入（1件）、給食費の無償化（1件）

問6 本来大人が担うような家事や家族の世話を行っている児童生徒を把握していますか。(1つに〇)

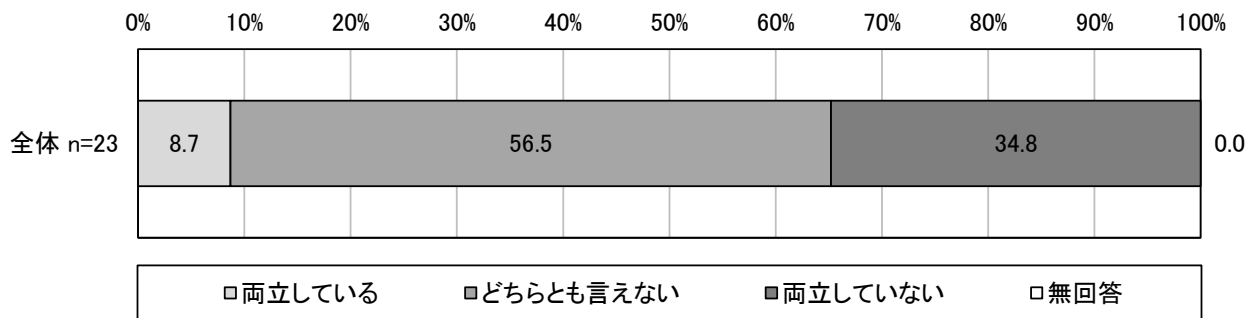
本来大人が担うような家事や家族の世話を行っている児童生徒を把握しているかについては、「把握している」が30.7%、「把握していない」が66.7%となっている。



問6で「把握している」と回答された方にお伺いいたします。

問7 その児童生徒は学業と両立していると感じますか。(1つに〇)

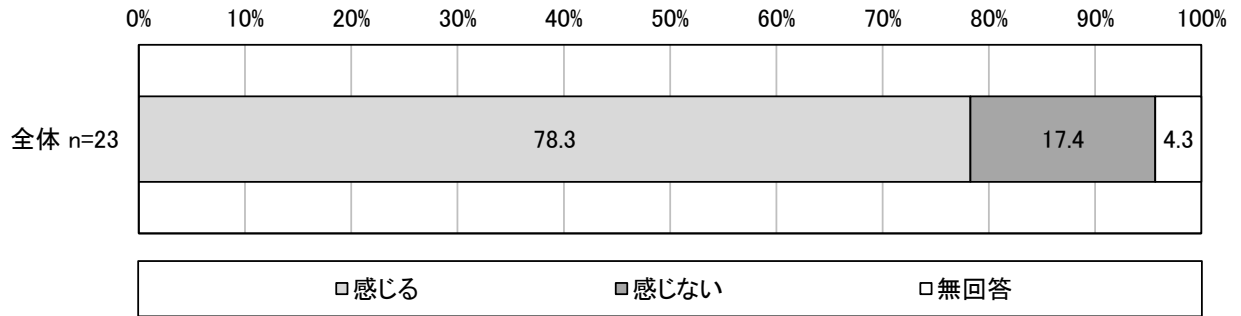
本来大人が担うような家事や家族の世話を行っている児童生徒は学業と両立していると感じるかについては、「どちらとも言えない」が56.5%で最も高く、次いで、「両立していない」が34.8%、「両立している」が8.7%となっている。



問6で「把握している」と回答された方にお伺いいたします。

問8 その児童生徒の家庭は生活困窮状態と感じますか。(1つに〇)

本来大人が担うような家事や家族の世話をしている児童生徒の家庭は生活困窮状態と感
 じるかについては、「感じる」が78.3%、「感じない」が17.4%となっている。



4. アンケート結果からみる本町の課題

(1) 貧困状況にある家庭の早期発見と支援の体制強化

教職員の65.3%は貧困状態が疑われる児童生徒がいると感じており、94.7%が貧困・生活困窮が子どもの学力に影響を及ぼすと思うと回答しています。

児童生徒や保護者の環境を支援するために必要な取り組みとして「教職員の追加配置」「健康管理や生活の助言や支援」「学校以外の居場所づくり」が上位に挙がっていますが、保護者への指導には現状の体制では限界があり体制強化が必要という回答もあります。

(2) 家庭環境や経済状況による学習機会の不足

25歳～29歳の若い保護者や世帯年収が50万円～300万円未満の世帯では、「教育費まで費用がまわらない」と回答している人が多くなっています。

子どもの進路についても、世帯年収が増えるほど、大学以上の進学希望の割合が保護者・子どものどちらの視点からも増加する傾向が見られます。経済的な理由で進学を諦めることがないような制度や支援の充実が必要となります。

また、毎日2時間以上家の手伝いをしている子どもが0.2%います。学業に支障が出る場合には支援が必要となります。

(3) 新型コロナウイルス感染症による貧困拡大

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少して経済状況が悪化している家庭が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大前後（2020年2月前後）の生活の変化で「必要な食料（アルコール等の嗜好品は除く）が買えないこと」「税金や光熱水費の未払い」「お子さんの体調不良にも関わらず、医療機関を受診できなかったこと」が全くなかったと回答する人が減少しています。

第2部

子どもの貧困対策推進計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、那須町の子どもの貧困対策推進計画の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

すべての子どもを優しく受けとめ 安全で安心して生活できる町

第2節 計画の基本目標

『すべての子どもを優しく受けとめ 安全で安心して生活できる町』を実現するため、本計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標1 早期発見のための取り組み強化

貧困の問題は、困窮者自らが窮状を訴えることがなく、見えにくい状況にあることが、問題を深刻化していく一因となっています。そのため、早い段階で発見し迅速な支援をすることが大変重要です。貧困状況にある家庭に、支援の手が差し伸べられるよう関係機関と連携及び情報共有を行い早期発見に努めます。

基本目標2 教育支援の充実

育った環境により受けられる教育に差が出ないよう、教育の差により将来の選択肢が狭められることがないよう、児童・生徒の学力向上の促進や学習の機会が不足しないための各種制度や支援等の実施を推進するとともに、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないよう、相談支援の充実を図ります。

また、子どもを取り巻く課題が多様化・複雑化する中で、より地域の実情に合わせたきめ細かい支援ができるよう、地域と協働して子育て・教育支援を実施します。

基本目標3 生活支援の充実

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるとともに、子どもの頃に定着した生活習慣は大人になっても根付いたままであることが多いため、保護者の健全な生活習慣の確立や安定した生活を送るための自立支援を行い、家庭ごとの実情に応じた生活環境改善を支援します。

また、保護者が就労等で家を空ける時間が長い家庭に対して、子どもが安心して過ごせる場の確保・提供に努めます。

さらに、子ども自身が自立した生活を送ることができるよう、就労の機会提供や情報提供等を行うとともに、就労に対する悩みや不安の解消に努めます。

基本目標4 保護者に対する就労支援の充実

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。そのため、保護者が就労を継続しやすいよう環境を整えるとともに、就職につながる能力開発への支援や就職に関わる相談支援を提供します。

基本目標5 経済的支援の充実

ひとり親家庭など生活が困難な世帯を支援するため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

基本目標6 支援体制の整備

生活が困難な世帯は、一見ただけでは把握が困難であり、また、課題を抱えている世帯が周囲の目を気にして支援を求めないこともあることから、適切な支援に結びつかないことも多くあります。そのため、保育・教育機関をはじめ、地域や専門的機関など、子どもに関わる様々な関係機関の連携等による継続的な支援体制の整備・強化を図ります。

第3節 計画の体系

すべての子どもを優しく受けとめ
安全で安心して生活できる町

基本目標1 早期発見のための取り組み強化

1. 貧困状態にある家庭の早期発見

基本目標2 教育支援の充実

1. 学校を中心とした総合的な子どもの貧困対策の展開
2. 幼児教育の経済的負担の軽減及び教育環境等の整備
3. 就業支援の充実
4. 生活困窮世帯等への学習支援
5. その他の教育支援

基本目標3 生活支援の充実

1. 保護者の生活支援
2. 子どもの生活支援
3. 中学卒業後の子どもの就労支援
4. その他の生活支援

基本目標4 保護者に対する就労支援の充実

1. 保護者に対する就労支援

基本目標5 経済的支援の充実

1. 経済的支援

基本目標6 支援体制の整備

1. 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備等

第2章 計画の推進

【基本目標1】 早期発見のための取り組み強化

「早期発見のための取り組み強化」においては、基本方針を1つ定め、個別の施策を展開していきます。

1. 貧困状態にある家庭の早期発見

母子手帳交付事業

産後ケア事業

こんにちは赤ちゃん事業

ママと赤ちゃんのリフレッシュ教室

乳幼児健康診査

カンガルー教室

わくわく教室

5歳のびのび発達相談

げんきっこ教室

ペアレント・プログラム

子育て相談（第3土曜日）

幼保小中連絡協議会

1. 貧困状態にある家庭の早期発見

次の事業において、生活や育児に関する相談を通じ、生活に困難を抱える子どもや家庭の早期発見に努めます。

事業名	事業内容	担当
母子手帳交付事業	妊娠期から母子保健や育児に関する様々な相談支援を行う。	こども未来課
産後ケア事業	安心して子育てができるよう、出産後の母子の心身のケアや育児サポートを行う。 費用は、生活保護世帯は無料、非課税世帯は費用の1割負担、それ以外の世帯は2割負担とする。	こども未来課
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する相談・助言を行う。	こども未来課
ママと赤ちゃんのリフレッシュ教室	生後2～3か月児の乳児と親を対象に、育児相談を行う。	こども未来課
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健診に加え、2歳児及び2歳6か月児歯科検診時に、発達確認と育児相談を行う。	こども未来課
カンガルー教室	1歳・2歳児の子と親を対象とした小集団親子ふれあい遊びの教室にて、子育て支援に関する相談支援を行う。	こども未来課
わくわく教室	3歳・4歳児の子と親を対象とした小集団親子ふれあい遊びの教室にて、子育て支援に関する相談支援を行う。	こども未来課
5歳のびのび発達相談	5歳児を対象に発達や生活に関する相談支援を行う。	こども未来課
げんきっこ教室	6歳児の子と親を対象とした遊びの教室にて、就学に向けての相談支援を行う。	こども未来課
ペアレント・プログラム	支援を要する家庭の子育て応援プログラムとして、相談支援を行う。	こども未来課
子育て相談（第3土曜日）	平日に対応できない支援を要する家庭等に対して、相談支援を行う。	こども未来課
幼保小中連絡協議会	幼稚園・保育園・小学校・中学校が連携を深め、情報共有を行い幼児・児童の支援を行う。	学校教育課 こども未来課

【基本目標2】教育支援の充実

「教育支援の充実」においては、基本方針を5つ定め、個別の施策を展開していきます。

1. 学校を中心とした総合的な子どもの貧困対策の展開

(1) 義務教育段階における支援

スクールソーシャルワーカーの配置事業

スクールカウンセラーの活用事業

(2) 地域における支援

民生委員・児童委員による訪問

2. 幼児教育の経済的負担の軽減及び教育環境等の整備

(1) 経済的負担の軽減

保育の無償化

第三子以降保育料免除事業

(2) 教育環境等の整備の支援

要保護世帯訪問

3. 就業支援の充実

(1) 義務教育段階における支援

要保護・準要保護就学援助事業

(2) 就学・進学に係る経済的負担の軽減

奨学資金貸付事業

(3) 特別支援教育に関する支援

特別支援教育就学奨励費事業

作業療法士の配置事業

特別支援学級就学及びことばの教室
通級児童生徒通学費補助金

(4) 大学進学に対する教育機会の提供

奨学資金貸付事業

4. 生活困窮世帯等への学習支援

学びの教室

5. その他の教育支援

離乳食相談

食育推進事業

1. 学校を中心とした総合的な子どもの貧困対策の展開

学校を中心として、生活困窮世帯の子どもなどを早期の段階で発見し、生活支援や福祉制度につなげることができるよう、児童・生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。

(1) 義務教育段階における支援

事業名	事業内容	担当
スクールソーシャルワーカーの配置事業	スクールソーシャルワーカーを小中学校に派遣し、児童・生徒や保護者及び学校が抱えている課題を解決するための面談を実施し、必要に応じ関係機関との連携・調整を行う。	学校教育課
スクールカウンセラーの活用事業	県教育委員会から派遣されたスクールカウンセラーを小中学校に配置し、児童・生徒及び保護者の悩みや不安、ストレスなどの緩和のための面談・相談等を実施する。	学校教育課

(2) 地域における支援

事業名	事業内容	担当
民生委員・児童委員による訪問	地区社会福祉協議会と協力し、関係機関への連絡調整を行う。	社会福祉協議会 保健福祉課

2. 幼児教育の経済的負担の軽減及び教育環境等の整備

すべての子どもが安心して幼児教育を受けられるよう、就学前児童の教育環境の整備を推進します。

(1) 経済的負担の軽減

事業名	事業内容	担当
保育の無償化	非課税世帯及びひとり親世帯の0歳～2歳児の利用料を無償化する。 (ひとり親世帯に対しては所得制限あり)	こども未来課
第三子以降保育料免除事業	3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、第三子以降の保育料(3号認定)を免除する。	こども未来課

(2) 教育環境等の整備の支援

事業名	事業内容	担当
要保護世帯訪問	家庭相談員が家庭を訪問し、入園の相談等必要な支援を行う。	こども未来課

3. 就業支援の充実

義務教育段階等の子どもへの対策として、生活困窮世帯に対して、子どもの生活、学習への経済的な支援等を実施します。

(1) 義務教育段階における支援

事業名	事業内容	担当
要保護・準要保護就学援助事業	経済的な理由から、就学等が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費・給食費等の援助を行う。	学校教育課

(2) 就学・進学に係る経済的負担の軽減

事業名	事業内容	担当
奨学資金貸付事業	町内に居住している優秀な学生・生徒が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校に在学するために必要な学資を貸付する。	学校教育課

(3) 特別支援教育に関する支援

事業名	事業内容	担当
特別支援教育就学奨励費事業	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、家庭の経済状況の困難度合により学用品費や給食費等の援助を行う。	学校教育課
特別支援学級就学及びことばの教室通級児童生徒通学費補助金	特別支援学級就学及びことばの教室に通級している児童・生徒が通学の際に要する交通費の一部を補助する。	学校教育課
作業療法士の配置事業	作業療法士を小中学校に派遣し、配慮を要する児童・生徒や保護者及び学校が抱えている課題を解決するための面談を実施し、過ごしやすい学習環境を整えるための助言等を行う。	学校教育課

(4) 大学進学に対する教育機会の提供

事業名	事業内容	担当
奨学資金貸付事業【再掲】	町内に居住している優秀な学生・生徒が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校に在学するために必要な学資を貸付する。	学校教育課

4. 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯やひとり親家庭等の子どもの学習を支援し、経済的な理由による教育環境の不足がないように支援します。

事業名	事業内容	担当
学びの教室	町内3か所にて、学習意欲のある子どもに対し学習支援を行うとともに、居場所を提供する。	那須福祉事務所

5. その他の教育支援

子どもたちの健全な育成には基本的な生活習慣や食習慣の確立が不可欠です。そのために、町全体で食育を推進するとともに、進学等に悩みを抱えている若者を対象に相談支援を実施します。

事業名	事業内容	担当
離乳食相談	乳児健診時及び乳幼児相談時に管理栄養士による離乳食の説明及び相談を行う。	こども未来課
食育推進事業	心身の健康と豊かな人間性を育むことを目指し、管理栄養士による講話を行う。	保健福祉課

【基本目標3】生活支援の充実

「生活支援の充実」においては、基本方針を4つ定め、個別の施策を展開していきます。

1. 保護者の生活支援

(1) 保護者の自立に向けた支援

ひとり親家庭等に対する情報提供

母子生活支援施設への入所措置

(2) 保育等の確保・支援

ファミリーサポートセンター事業

子育て支援ヘルパー派遣事業

乳幼児おむつ等購入助成券事業

産後ケア事業

保育の無償化

要保護世帯訪問

第三子以降保育料免除事業

(3) 妊娠期からの切れ目のない支援

養育支援訪問事業

乳幼児健康診査未受診者対応

母子手帳交付事業

産後ケア事業

こんにちは赤ちゃん事業

(4) その他

乳幼児相談

2. 子どもの生活支援

(1) 放課後等の子どもの居場所の提供

放課後児童健全育成事業

放課後等デイサービス事業

(2) 生活が困難な世帯等への子どもへの居場所の提供

学びの教室

子どもの居場所づくり検討会

(3) その他

生活応援日用品交付

3. 中学卒業後の子どもの就労支援

(1) ニート・ひきこもりの支援

こころの健康相談

4. その他の生活支援

(1) 住宅の支援

町営住宅

(2) 養育費確保の支援

ひとり親家庭等に対する情報提供

1. 保護者の生活支援

生活困窮世帯の保護者に対して、自立に向けた相談や経済的な支援等を行い、子どもの日常生活に支障が及ばないように、環境づくりを支援します。

また、就業希望のある保護者に対して、安心して子どもを預けられる支援を充実し、保護者への負担をできるだけ軽減できるよう努めます。

さらに、誰もが安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育つことができるよう、乳幼児やその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談・助言等を実施します。

(1) 保護者の自立に向けた支援

事業名	事業内容	担当
ひとり親家庭等に対する情報提供	県ひとり親家庭福祉連合会主催のひとり親家庭等に対する支援事業について、窓口等でチラシを配布するとともに、家庭相談員による個別訪問にて事業案内を行う。	こども未来課
母子生活支援施設への入所措置	DVや生活困窮等により住居を失った母子家庭に対し、母子生活支援施設への入所措置を行い、母子の自立支援を行う。	県北健康福祉センター

(2) 保育等の確保・支援

事業名	事業内容	担当
ファミリーサポートセンター事業	子育てを手助けしてほしい方と、そのお手伝いのできる方の子育て相互援助を行う。 ひとり親世帯、低所得者世帯等に対し、利用料金の半額を助成する。	こども未来課
子育て支援ヘルパー派遣事業	家事または育児を行うことが困難な家庭等に子育て支援ヘルパーを派遣し支援を行う。 生活保護世帯及び非課税世帯の利用料は無料とする。	こども未来課
乳幼児おむつ等購入助成券事業	0歳～2歳児を対象に、乳幼児おむつ及びその関連商品を購入する費用の一部を助成する助成券を交付する。	こども未来課
産後ケア事業【再掲】	安心して子育てができるよう、出産後の母子の心身のケアや育児サポートを行う。 費用は、生活保護世帯は無料、非課税世帯は費用の1割負担、それ以外の世帯は2割負担とする。	こども未来課
保育の無償化【再掲】	非課税世帯及びひとり親世帯の0歳～2歳児の利用料を無償化する。 (ひとり親世帯に対しては所得制限あり)	こども未来課
要保護世帯訪問【再掲】	家庭相談員が家庭を訪問し、入園の相談等必要な支援を行う。	こども未来課
第三子以降保育料免除事業【再掲】	3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、第三子以降の保育料(3号認定)を免除する。	こども未来課

(3) 妊娠期からの切れ目のない支援

事業名	事業内容	担当
養育支援訪問事業	特定妊婦や支援を要する子どもの保護者等に対し、安定した養育になるよう、保健師による家庭訪問や面接を行い支援する。	こども未来課
乳幼児健康診査未受診者対応	未受診者に対し、訪問や電話相談を行い、育児困難等の相談支援を行う。	こども未来課
母子手帳交付事業【再掲】	妊娠期から母子保健や育児に関する様々な相談支援を行う。	こども未来課
産後ケア事業【再掲】	安心して子育てができるよう、出産後の母子の心身のケアや育児サポートを行う。 費用は、生活保護世帯は無料、非課税世帯は費用の1割負担、それ以外の世帯は2割負担とする。	こども未来課
こんにちは赤ちゃん事業【再掲】	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する相談・助言を行う。	こども未来課

(4) その他

事業名	事業内容	担当
乳幼児相談	月1回育児相談を行い、相談支援を行う。	こども未来課

2. 子どもの生活支援

生活困窮世帯の子どもに対して、学校や家庭以外の居場所づくりを含む学習支援など、状況に応じた個別の支援を実施します。

(1) 放課後等の子どもの居場所の提供

事業名	事業内容	担当
放課後児童健全育成事業	放課後に保護者が養育できない児童に対し、育成支援を行う。	こども未来課
放課後等デイサービス事業	障害のある児童や支援を要する児童に対し、養育支援を行う。	保健福祉課

(2) 生活が困難な世帯等への子どもへの居場所の提供

事業名	事業内容	担当
学びの教室【再掲】	町内3か所にて、学習意欲のある子どもに対し学習支援を行うとともに、居場所を提供する。	那須福祉事務所
【新規】 子どもの居場所づくり検討会	夏休み等の長期の休み期間の居場所の検討を行う。	こども未来課

(3) その他

事業名	事業内容	担当
【新規】 生活応援日用品交付	衛生用品等の購入が難しい世帯に対し、現物給付を行う。	こども未来課

3. 中学卒業後の子どもの就労支援

就労に悩んでいる子どもや、ひきこもりなどが続き、なかなか就労活動に結びつかない子どもや家族に対して、相談支援を行います。

(1) ニート・ひきこもりの支援

事業名	事業内容	担当
こころの健康相談	精神的ストレスやこころの健康に関する相談支援を行う。	保健福祉課

4. その他の生活支援

生活困窮世帯に対して、生活の基盤となる住宅の支援に努めます。

また、ひとり親の就労状況や親の離婚などにより、子どもの養育費が不足することのないよう、相談支援を行います。

(1) 住宅の支援

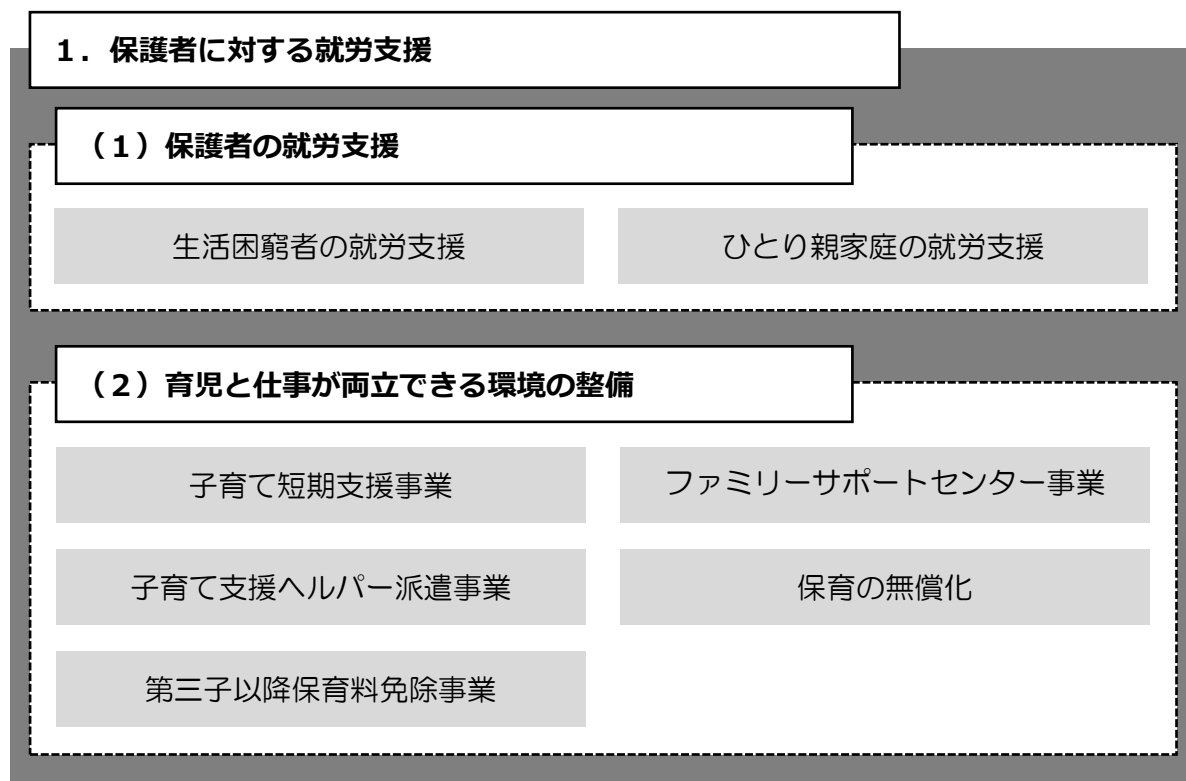
事業名	事業内容	担当
町営住宅	住宅に困っている収入の少ない方を対象に低廉な家賃で住宅の供給を行う。	ふるさと定住課

(2) 養育費確保の支援

事業名	事業内容	担当
ひとり親家庭等に対する情報提供【再掲】	県ひとり親家庭福祉連合会主催のひとり親家庭等に対する支援事業について、窓口等でチラシを配布するとともに、家庭相談員による個別訪問にて事業案内を行う。	こども未来課

【基本目標4】 保護者に対する就労支援の充実

「保護者に対する就労支援の充実」においては、基本方針を1つ定め、個別の施策を展開していきます。



1. 保護者に対する就労支援

子育てと仕事の両立や、就職や転職を希望する保護者に対して、自立支援を含めた就労の機会の確保に努めます。

(1) 保護者の就労支援

事業名	事業内容	担当
生活困窮者の就労支援	ハローワークへの同行支援等、就労に向けた生活面を整える支援を行う。	保健福祉課
ひとり親家庭の就労支援	生活状況や就労への意欲等の状況を把握したうえで、資格取得促進のための事業紹介やハローワークと連携し就労支援を行う。	社会福祉協議会 那須福祉事務所 保健福祉課

(2) 育児と仕事が両立できる環境の整備

事業名	事業内容	担当
子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設等にて短期支援事業を行う。費用は、生活保護世帯は無料、非課税世帯は費用の減額あり。	こども未来課
ファミリーサポートセンター事業【再掲】	子育てを手助けしてほしい方と、そのお手伝いのできる方の子育て相互援助を行う。ひとり親世帯、低所得者世帯等に対し、利用料金の半額を助成する。	こども未来課
子育て支援ヘルパー派遣事業【再掲】	家事または育児を行うことが困難な家庭等に子育て支援ヘルパーを派遣し支援を行う。生活保護世帯及び非課税世帯の利用料は無料とする。	こども未来課
保育の無償化【再掲】	非課税世帯及びひとり親世帯の0歳～2歳児の利用料を無償化する。 (ひとり親世帯に対しては所得制限あり)	こども未来課
第三子以降保育料免除事業【再掲】	3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、第三子以降の保育料（3号認定）を免除する。	こども未来課

【基本目標5】 経済的支援の充実

「経済的支援の充実」においては、基本方針を1つ定め、個別の施策を展開していきます。

1. 経済的支援

(1) 生活に困窮している世帯への経済的支援

生活福祉資金貸付事業

社会福祉金庫貸付事業

ミニフードバンク事業

要保護・準要保護就学援助事業

特別支援教育就学奨励費事業

奨学資金貸付事業

生活応援日用品交付

(2) 医療費負担への経済的支援

妊産婦医療費助成

こども医療費助成

ひとり親家庭医療費助成

(3) ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭医療費助成

児童扶養手当の支給

遺児手当

(4) その他

児童手当の支給

保育の無償化

特別児童扶養手当の支給

1. 経済的支援

保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に、手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、安定した生活が送れるよう支援を実施します。

(1) 生活に困窮している世帯への経済的支援

事業名	事業内容	担当
生活福祉資金貸付事業	経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に、自立に向けた支援を行う。	社会福祉協議会
社会福祉金庫貸付事業	緊急かつ一時的に生計が困難となった世帯の課題解決に向け少額の貸付を行う。	社会福祉協議会
ミニフードバンク事業	緊急かつ一時的に食料等の確保ができなくなった場合、現物給付を行う。	社会福祉協議会
要保護・準要保護就学援助事業【再掲】	経済的な理由から、就学等が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費・給食費等の援助を行う。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費事業【再掲】	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、家庭の経済状況の困難度合により学用品費や給食費等の援助を行う。	学校教育課
奨学資金貸付事業【再掲】	町内に居住している優秀な学生・生徒が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校に在学するために必要な学資を貸付する。	学校教育課
【新規】 生活応援日用品交付【再掲】	衛生用品等の購入が難しい世帯に対し、現物給付を行う。	こども未来課

(2) 医療費負担への経済的支援

事業名	事業内容	担当
妊産婦医療費助成	妊娠届出を受理した月の初日から、出産した月の翌月の末日までに、医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成する。(医療機関ごとに月額 500 円自己負担あり)	住民生活課
こども医療費助成	18 歳に達する日以降の最初の3月31日までの児に対し、医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成する。	住民生活課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭で、18 歳に達する日以降の最初の3月31日までの児及び児を養育している方に対し、医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成する。(医療機関ごとに月額 500 円自己負担あり)	住民生活課

(3) ひとり親家庭への経済的支援

事業名	事業内容	担当
ひとり親家庭医療費助成 【再掲】	ひとり親家庭で、18 歳に達する日以降の最初の3月31日までの児及び児を養育している方に対し、医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成する。(医療機関ごとに月額 500 円自己負担あり)	住民生活課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等のうち、支給要件を満たす方を対象に支給する。	住民生活課
遺児手当	父母の一方又は両親が死亡した中学生までの児童を養育している方のうち、支給要件を満たす方を対象に支給する。	住民生活課

(4) その他

事業名	事業内容	担当
児童手当の支給	中学校修了前の児童を養育している方に支給する。	住民生活課
保育の無償化【再掲】	非課税世帯及びひとり親世帯の0歳～2歳児の利用料を無償化する。 (ひとり親世帯に対しては所得制限あり)	こども未来課
特別児童扶養手当の支給	精神または身体が中程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している方のうち、支給要件を満たす方を対象に支給する。	住民生活課

【基本目標6】 支援体制の整備

「支援体制の整備」においては、基本方針を1つ定め、個別の施策を展開していきます。

1. 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備等

子育てガイドブック配布

民生委員・児童委員による訪問

1. 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備等

複合的な課題を抱える生活困窮世帯の保護者と子どもに対して、的確な支援を行うために、各種関係機関と連携し、様々な相談を受ける窓口の拡充や、相談内容を的確につなげていくためのネットワークの構築を推進します。

事業名	事業内容	担当
子育てガイドブック配布	子育てに関するサービスや施設などの情報を一冊にまとめた冊子を配布する。	こども未来課
民生委員・児童委員による訪問【再掲】	地区社会福祉協議会と協力し、関係機関への連絡調整を行う。	社会福祉協議会 保健福祉課

子どもの貧困に関する現状（参考資料）

1. 教育の支援

指標		全国	那須町
生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	100% (令和2年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率		4.1% (平成30年4月1日現在)	0% (令和2年度)
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	0% (令和2年度)
ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）		81.7% (平成28年11月1日現在)	81.0% ※1 (令和3年12月1日)
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	100% (令和2年度)
	中学校	58.4% (平成30年度)	100% (令和2年度)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	0% ※2 (令和2年度)
	中学校	89.0% (平成30年度)	100% (令和2年度)
就学援助制度に関する周知状況		65.6% ※3 (平成29年度)	100% (令和2年度)

※1 ひとり親家庭の子どもの就園÷ひとり親医療費受給者（未就学児）

※2 中学校に配置されたスクールカウンセラーが、中学校区の小学校を巡回し対応

※3 入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合

2. 生活の安定に資するための支援

指標		全国	那須町
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	} 34.2% (令和3年)
	子どもがある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	食料が買えない経験 42.1% 衣服が買えない経験 - (令和3年)
	子どもがある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	食料が買えない経験 29.2% 衣服が買えない経験 - (令和3年)

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

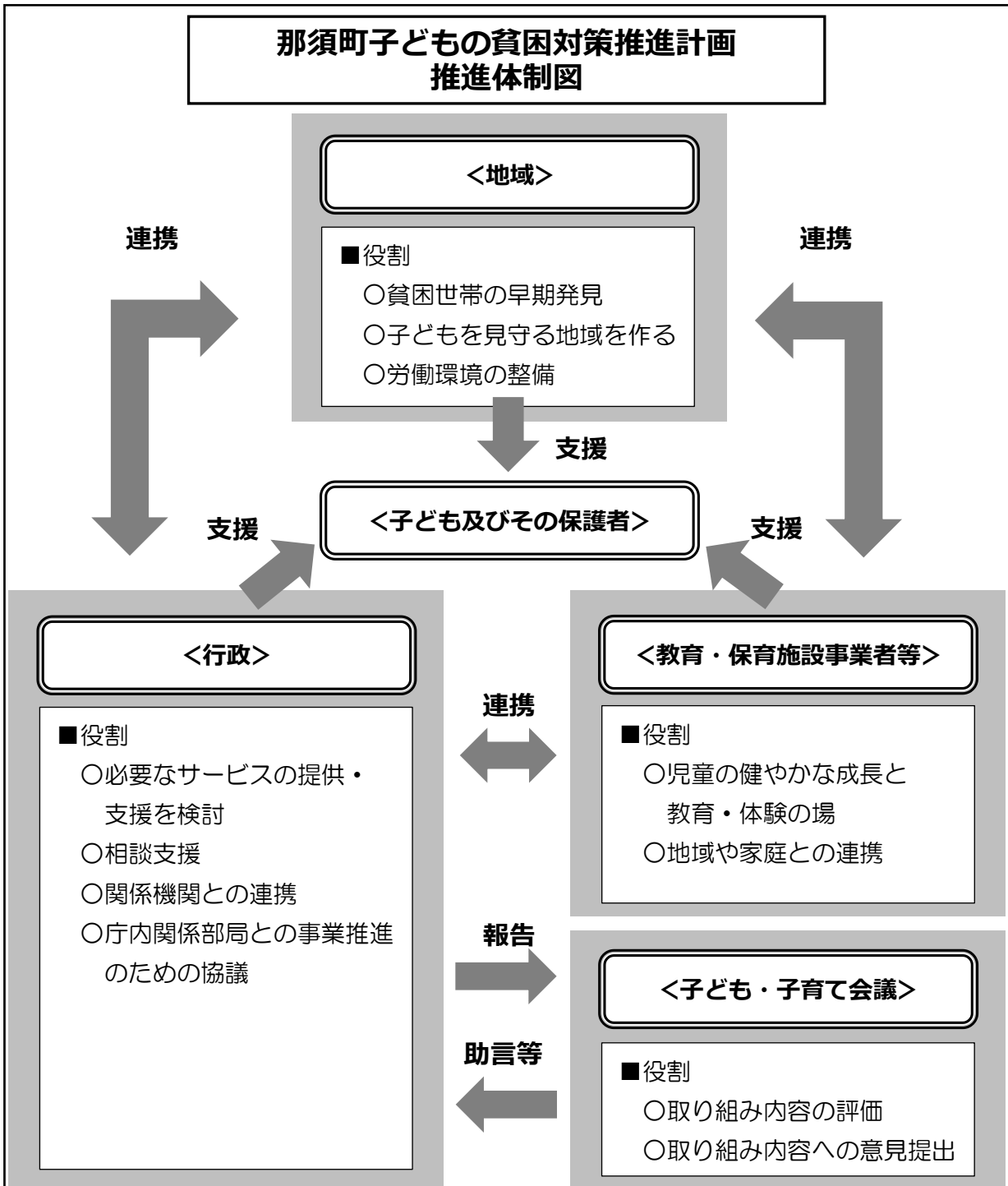
指標		全国	那須町
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	80.8% (平成27年)	81.8% (令和3年)
	父子家庭	88.1% (平成27年)	85.7% (令和3年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子家庭	44.4% (平成27年)	25.0% (令和3年)
	父子家庭	69.4% (平成27年)	50.0% (令和3年)

第3章 計画の推進体制と進捗管理

第1節 計画の推進体制

那須町では、子どもの貧困対策推進計画を総合的かつ計画的に推進するため、地域及び教育・保育施設事業者等や関係機関等と連携し、子どもの貧困対策に取り組みます。

また、計画の推進にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅などの各分野における関係部局と連携し、部局横断的に取り組む総合的な推進体制を整えます。

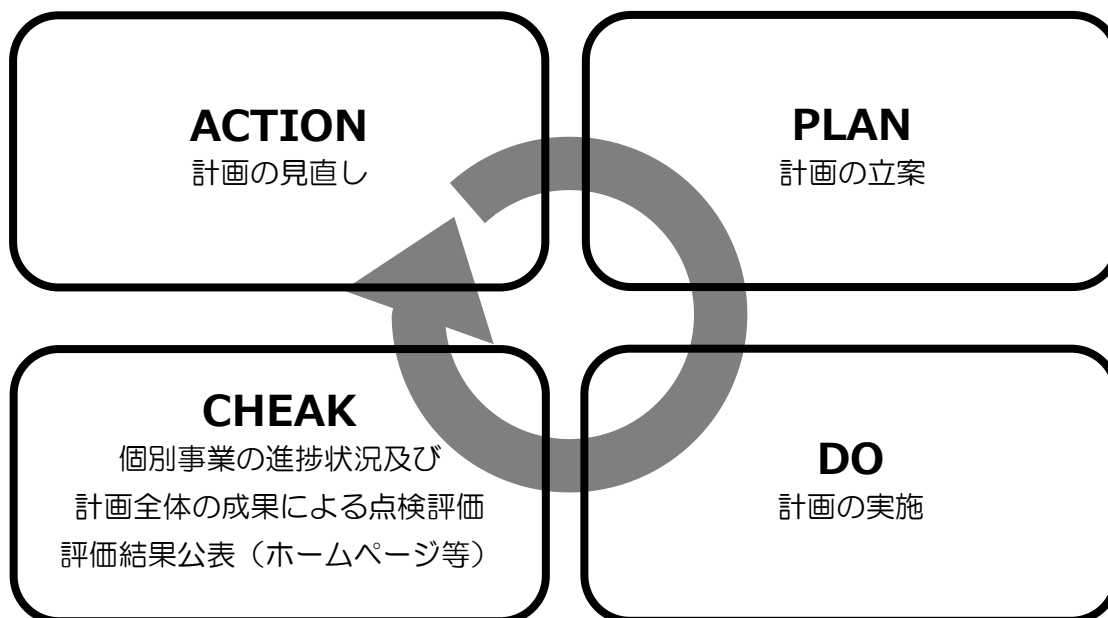


第2節 点検・評価

1. PDCA サイクルによる効率的な行政運営

計画に基づく施策（事業）を総合的かつ計画的に推進し、実行性を確保するため、個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について庁内で点検・評価し、ホームページなどで広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、那須町子ども・子育て会議で協議しながら、施策（事業）の改善や見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



資料編

I. 那須町子どもの貧困対策推進計画策定の経過

期日	内容
令和3年6月11日	令和3年度第1回那須町子どもの貧困対策推進計画策定委員会 (1) 計画策定について (2) アンケート実施について (3) 委員個別打ち合わせについて (4) その他
令和3年6月下旬 ～7月中旬	生活状況アンケート調査 子どもの貧困に関する教職員アンケート調査
令和3年12月7日	令和3年度第2回那須町子どもの貧困対策推進計画策定委員会 (1) アンケート結果について (2) 計画策定素案について (3) パブリックコメントについて (4) その他
令和3年12月24日 ～令和4年1月31日	パブリックコメントの実施
令和4年3月3日	令和3年度第3回那須町子どもの貧困対策推進計画策定委員会 (1) パブリックコメント結果について (2) 計画策定素案について (3) その他

Ⅱ. 那須町子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No	団体等名	氏名	備考
1	一般社団法人栃木県若年者支援機構	中野 謙作	代表理事
2	那須町母子寡婦福祉会	松浦 絹子	会長
3	京福会特別養護老人ホーム寿山荘那須	荒牧 雅規	施設長
4	那須町民生委員児童委員協議会	相馬 朋子	主任児童委員
5	県北健康福祉センター生活福祉課	増子 博之	課長
6	那須町社会福祉協議会	池田 智子	会計係長
7	那須町社会福祉協議会	高根澤 舞紋	ボランティアセンター係
8	那須町立小中学校校長会	渡邊 法子	会計
9	那須町保健福祉課福祉係	大宮 みどり	主査
10	那須町住民生活課戸籍住民係	大野 達也	主査

Ⅲ. 那須町子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置要綱

令和3年5月13日

告示第132号

(趣旨)

第1条 この告示は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条に基づき那須町子どもの貧困対策推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、那須町子どもの貧困対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策に関する総合的な福祉サービスの提供体制の整備に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療、福祉に関する機関及び団体の者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定に係る業務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども未来課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

那須町子どもの貧困対策推進計画

(令和4年度～令和6年度)

令和4年3月発行

発行 那須町

編集 那須町役場

こども未来課 こども政策係

〒329-3215

栃木県那須郡那須町大字寺子乙 2566-1

電話：0287-72-6959